

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 元

1 日時

平成 25 年 12 月 5 日（木曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 5 時 10 分散会

（うち休憩午前 10 時 3 分～午前 10 時 9 分、午前 11 時 51 分～午後 1 時 3 分、
午後 3 時～午後 3 時 18 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋元委員長、神崎浩之副委員長、柳村岩見委員、飯澤匡委員、高橋昌造委員、
岩渕誠委員、田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、蛇口併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
木村商工企画室企画課長、佐藤自動車産業振興課長、山村経営支援課総括課長、
石川科学・ものづくり振興課総括課長、佐藤産業経済交流課総括課長、
岩渕観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、
高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、千田雇用対策・労働室労働課長

(2) 教育委員会

菅野教育長、堀江教育次長兼教育企画室長、作山教育次長兼学校教育室長、
永井予算財務課長、宮澤学校施設課長、藤澤学校企画課長、
松葉主任指導主事兼特命課長、佐藤首席指導主事兼義務教育課長、
川上首席指導主事兼高校教育課長、福士首席指導主事兼特命課長、
佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、大林首席指導主事兼生徒指導課長、
西村生涯学習文化課総括課長、佐々木特命参事兼文化財課長、
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、戸館教職員課総括課長、
小菅首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
土川首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(3) 総務部

杉村副部長兼総務室長、及川総務室管理課長、細川法務学事課総括課長、
岡崎私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

議案第18号 岩手県立高田高等学校校舎新築(建築)工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて

議案第29号 岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決
を求めることについて

(3) 総務部関係審査

(請願陳情)

受理番号第97号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子ども
たちにゆきとどいた教育を求める請願

9 議事の内容

○高橋元委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議
を行います。

○斉藤信委員 進行について提案があります。この日程では、商工労働観光部の審査は議
案第1号だけということになっていますが、資料にもあるように、県行政に関する基本的
な計画の策定に係る報告ということで、本会議にも報告事項となって、きょうはみちのく
岩手観光立県第2期基本計画素案の説明をされると。これは2月定例会において議決する
予定なのですね。だから、正確に言うところの常任委員会で意見を求められていると。だら
か、これはきちんとした議題にして、集中的に審議をすべきではないかと。この際という
ことではなくて集中してこの点についてできるだけ丁寧な説明を受けて審議できるように
していただきたい。

○高橋元委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中10から12までを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**桐田副部長兼商工企画室長** それでは、商工労働観光部関係の平成25年度一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。お手元の議案（その1）の5ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正の1、追加のうち当部関係は事項欄の10から12までの3件であります。10は勤労身体障害者体育館、11の岩手産業文化センター、及び12の岩洞湖家族旅行村について、いずれも当部所管施設の管理運営業務にかかる指定管理料について、消費税法の一部改正に伴う5%から8%への増税に対応するため、限度額を3%分増額しようとするものであります。

10の勤労身体障害者体育館は盛岡市青山にあります。平成23年度から27年度までの5年間の指定管理をしております。消費税3%増により平成26年度から27年度の2年間の指定管理料の予定額が当初の3,799万5,000円から3,908万2,000円に増額いたしますので、限度額を丸めまして4,000万円とするものであります。

次の11の岩手産業文化センターは、岩手県滝沢村にあります。平成24年度から平成26年度までの3年間の指定管理をしております。消費税3%増によりまして、最後の年の平成26年度の指定管理料の予定額が4,100万円から4,217万2,000円に増額するので、限度額を4,300万円とするものであります。

最後の12、岩洞湖家族旅行村でございますが、盛岡市玉山区にありまして、平成24年度から26年度までの3年間の指定管理をしております。3%増によりまして、最後の平成26年度の指定管理料の予定額が468万3,000円から481万7,000円に増額いたしますので、限度額を500万円とするものであります。以上で商工労働観光部関係についての補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**高橋元委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**斉藤信委員** これは指定管理にかかわる消費税増税分を債務負担行為で見込むということだと思いますけれども、これは既に委託契約がされているやつですよ、平成25年度からね。これは契約変更ということになるのか、それが一つ。

あともう一つ、債務負担行為で既に先行して増額するわけですが、契約変更をする場合でも、債務負担行為の財源でもそうなのですか、財源はどういう形で手当てされるのか、そのことを示していただきたい。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 指定管理にかかる契約についてであります。先ほど御説明いたしましたスタートラインの契約を、今回変更いたしまして、新しい限度額をもって契約をいたします。それから、次の財源の件であります。おおよそは一般財源が財源であります。一部は電気使用料などの特定財源がございますので、その二つをもって財源としております。

○**斉藤信委員** 新しい契約とは、既に3年とかいう形で委託契約されているわけですよ。これは契約変更ではなくて、そこを僕は聞いているのだよ。

契約変更という形でやられるのか。あと一般財源、その他とありましたが、その場合にこれ消費税増税分というのは交付税措置されるのか。きのうも消費税増税分、地方消費税という話もありましたが、どういう形でこれは補填されるのか。例えば地方消費税がふえた分、交付税が減らされるという議論もあるわけですよ。そういう意味で確実に消費税増税分というのはどういう形で補填されるのか示していただきたい。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 契約については失礼いたしました。当初の契約の変更をいたしまして、限度額を増加といたします。

それから、財源につきましては、詳細は私ども承知しておりませんが、この予算額につきまして、県当局から適切な一般財源が補填されるということで、当部はそれで財源を手当てできると考えております。

○**斉藤信委員** そういうことではだめなのですよ。一般財源だけ支出したのでは、これは全然採算が合わないことになるのですよ。これは当部だけではなくてね。だから、地方消費税なり地方交付税で、本来これはきちんと補填される話でしょう。だめですよ、そんな答弁では。ちゃんとわかる人はいないの。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 責任ある回答ができないということで、言いよどんでしまいましたが、消費税の一部の財源が交付税に算入されるということで整理されておりますので、そういった意味では一般財源が県にも補填されるものと考えております。

○**斉藤信委員** もっと正確に答えてください。一部が交付税措置されるのではだめなのですよ。全額補填されないとだめなのですよ、国が勝手に決めるわけだから。我々は消費税に反対だけれどもね。絶対に地方にしわ寄せがあってはならない話です。そこの仕組みは正確に後でいいから答えてください。

○**高橋元委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、みちのく岩手観光立県第2期基本計画の策定について発言を求め

られておりますので、これを許します。

○岩瀧観光課総括課長 それでは、みちのく岩手観光立県第2期基本計画の策定につきまして、お手元に配付しております資料によりまして説明をさせていただきます。お手元に配付しております県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてという資料をごらんいただきたいと思っております。平成22年3月に策定しました、みちのく岩手観光立県基本計画が平成25年度までの計画期間であることから、今般第2期基本計画を策定するものであります。

策定の趣旨でございますが、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の観光振興に関する計画を定めようとするものであります。なお、本計画は議員提案により平成21年度に施行されたみちのく岩手観光立県基本条例を根拠とし、同条例第10条の規定に基づき策定するものでございます。また、本計画は県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定に該当するものであることから、今回報告させていただくものであります。

策定のスケジュールでございますが、本計画の策定に当たりましては、県内外の産学官の有識者で構成するいわて観光立県推進会議において、同会議を2回、幹事会を3回開催し、会議における議論や提言を計画素案に反映させたところでありまして。また、副知事を本部長とし、県の関係部局長で構成する岩手県観光産業振興本部におきましても、同会議を2回、幹事会を1回開催し、本会議における議論や提言を計画素案に反映させたところでありまして。そのほか平成25年9月県議会定例会における地域資源活用による観光振興等調査特別委員会の報告についても参考にさせていただいたところでありまして。

今後の主な予定についてですが、平成25年12月10日から平成26年1月10日にかけてパブリックコメントを実施するとともに、岩手県商工観光審議会や地域説明会を開催し、計画素案に対する意見を幅広くいただきたいと考えております。また、それらの意見等を踏まえて修正し、平成26年2月県議会定例会に提案させていただき、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本計画の概要につきまして御説明いたします。表紙にみちのく岩手観光立県第2期基本計画（素案）と記載しております冊子をごらんください。ポイントを絞って説明させていただきますと思っております。資料を1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。計画の主な構成ですが、現計画と同様に計画の基本的な考え方、本県の観光を取り巻く現状と課題、計画の目標、観光振興に関する施策、推進体制の5つの章により構成しております。なお、今回の計画では、震災以降初となる観光基本計画ということで、第2章から第4章まで現計画を大幅に変更した内容となっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。第1章、計画の基本的な考え方では、計画の位置づけ・性格、計画期間、構成などについて記載しておりますが、1の（2）では、この計画がいわて県民計画の基本的な考え方あるいは推進方法等を踏まえたものであること。また、2の計画期間については、現計画と同様、平成26年度から平成30年度ま

での5年間の計画であることを記載しております。

3ページをごらんください。3ページから21ページは、第2章、本県の観光を取り巻く現状と課題として、本県の観光をめぐる環境として国全体や本県の観光の現状、その強み、弱みなどの分析、課題等について記載しています。その中で、特に12ページをごらんいただきたいと思いますが、旅行後の来訪者の満足度では、ことしの民間企業の宿泊旅行調査において、地元の人のホスピタリティを感じたという評価項目で本県が全国3位となっていることから、次の13ページにおいて、3の本県観光の強みと弱みの強みとして、全国的に評価が高いホスピタリティと記載させていただいております。

また14ページでは、機会の中でも、今後、特に観光に活用していく必要があるものとして、連続テレビ小説あまちゃんの放映、三陸復興国立公園、三陸ジオパーク、15ページ、16ページにわたり、いわて国体、冬季国体の開催、国際リニアコライダーの誘致など10項目を掲げております。

20ページをごらんください。20ページ、21ページでは、本県観光の課題等ということ、震災を受けての課題、従来からの課題、新たな視点による取り組みの三つに分けて整理しております。まず、震災を受けての課題ですが、一つ目は、回復がおこなわれている沿岸地域への本格的な誘客と今後の復興需要の減少が見込まれる中、震災学習を柱とした教育旅行の誘致などの対応が必要であること。二つ目は、震災等により落ち込みが大きい外国人観光客の需要の回復が必要であることなどを記載しております。

従来からの課題ですが、一つ目は、新たな観光資源の開発や観光客が訪れたいくなるようなイメージづくりのさらなる取り組みが必要であること。二つ目は、そうした新たな地域の魅力の掘りおこしや磨き上げを行うためには、地域の観光リーダーの育成や観光地の受け入れ総合窓口となるプラットホームの整備が必要であること。三つ目は、県民一丸となったさらなるおもてなしの醸成が必要であること。

21ページに参りまして、四つ目は、平泉の世界遺産登録効果や、いわてDCによる効果を維持・拡大させるための誘客や、観光入り込み客数が震災前の水準に届いていない県北・沿岸地域への重点的な誘客の取り組みが必要であること。五つ目は、従来から言われているところではありますが、十分に本県の魅力が届いていないということで、継続的、効果的に情報発信の強化を図る必要があること。六つ目は、アジアを中心に旅行需要の拡大が見込まれる海外からの誘客が重要ということで、特に台湾については国際定期便開設に向けた官民一体の取り組みが不可欠であること。また、それに伴い、受け入れ態勢の整備と相互交流の拡大を図る必要があることなどを記載しております。

それから、新たな視点による取り組みですが、三陸地域の復旧・復興を図るだけでなく、沿岸地域を中心としたさまざまな研究拠点の形成と、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すリーディングプロジェクトを推進しようという動きがあり、こうした動きを観光面でも最大限に生かした取り組みを行っていく必要があることなどを記載しております。

22ページ、23ページは、第3章、計画の目標でございます。23ページをごらんくださ

い。本計画の目指す姿については、被災地の観光産業の復興加速により沿岸地域経済の活性化を図り、観光による岩手の復興を目指すこと。また、本県が有する多彩な観光資源を磨き上げ、来てよかったとっていただけるような日本一のおもてなしを目指すことにより、県内全体の地域経済の活性化を図るという観点から、観光による岩手の復興と日本一のおもてなしとしております。

次に、計画の目標値ですが、上位計画である「いわて県民計画」と整合を図るため、同計画アクションプランの目標値である観光客入り込み数、宿泊客数、外国人宿泊客数の三つの数値目標を掲げております。また、今後、同計画のアクションプランの見直しがあった際には、本計画の目標値を同アクションプランの新たな目標値に置きかえるものとしております。

24 ページをごらんください。第4章、観光振興に関する施策では、先ほどの課題等に対応した5本の施策の柱を掲げ、県、市町村、観光に関連する団体、観光事業者、県民が互いに連携しながら取り組むこととしております。なお、1、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりから、4、国際観光の振興については現計画の施策の柱と同様であり、今回の計画では、5、三陸沿岸観光の再構築という項目を新たに盛り込んでおります。

初めに、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりであります。1、地域資源を活用したストーリー性を持たせた旅行商品づくりを進め、地域独自の新たな観光の魅力づくりや、2、グリーンツーリズムなどの体験型観光の促進、25 ページにまいりまして、3、「あまちゃん」のロケ地めぐりなどニューツーリズムの創出、他産業との連携強化、4、本県の売りの一つである食などの県産品の魅力を生かした観光の促進の四つ施策を掲げております。

26 ページをごらんください。次に、観光人材の育成や二次交通などの受け入れ態勢の整備であります。1、地域の観光リーダー、観光ボランティアガイドなどの地域の観光を担う人材の育成。2、日本一のおもてなしの心で観光客を迎え入れる機運の醸成を進める県民運動などによるおもてなしの実践。3、交通ネットワークの整備と来訪者の交通手段の充実。4、観光案内表示の整備などユニバーサルデザイン化の促進。

27 ページにまいりまして、5、震災語り部のネットワーク化や育成、情報発信などを一元的に行う情報プラットフォームの構築の五つの施策を掲げております。

28 ページをごらんください。次に、効果的な情報発信と誘客活動であります。1、観光客のニーズ把握などを踏まえたマーケティング活動によりターゲットに即した観光誘致の促進。2、世界遺産平泉の効果の全県波及など大型観光キャンペーンによる誘客。3、SNS、タブレット端末やスマートフォンに対応した観光情報アプリなど、ICTなどを活用した情報発信の強化。4、経済的波及効果の高いコンベンション、クルーズ船の誘致促進。

29 ページにまいりまして、5、教育旅行の誘致促進。6、市町村や県境を越えて連携を図ることでスケールメリットを生かす広域連携の促進。7、年間で閑散期と言われる冬の

対策として、冬季観光振興の強化。8、震災以降、本県に滞在する県外の復興関係者等への情報提供の強化の八つの施策を掲げております。

31 ページをごらんください。次に、国際観光の振興であります。1、海外旅行博への出展、メディア等への招聘など海外の一般消費者に対する情報提供の強化。2、海外の旅行会社に対する商品造成支援の促進。3、観光案内表示やWi-Fi 環境の整備を進める外国人観光客の受け入れ環境の整備。4、国内だけではなく海外からも教育旅行の誘致を進める訪日教育旅行の誘致促進。

32 ページに参りまして、5、台湾との国際定期便実現と相互交流の促進などの国際線等の運航拡大と相互交流の促進。6、クルーズ船の誘致促進の六つの施策を掲げております。

34 ページをごらんください。三陸沿岸観光の再構築であります。1、沿岸観光施設の早期復旧。2、震災遺構や被災地の語り部などを活用した復興ツーリズムなどの促進。3、震災学習を沿岸観光再生の柱として推進する教育旅行の誘致促進。4、観光プラットフォームの構築。35 ページに参りまして、5、三陸創造プロジェクトの全体に連動した新たな観光振興を進めるサイエンスツーリズムなどの新たなスタイルの魅力づくり。6、復興道路等の整備やJR、三陸鉄道といった列車を活用した誘客を進める交通網の整備と連動した観光の振興の六つの施策を掲げております。

36 ページをごらんください。第5章、推進体制として、観光産業の振興を進める各主体の役割分担、観光振興に関する施策の評価などについて記載しております。この部分につきましては、現計画から大きな変更はありません。

以上で説明を終わります。

○高橋元委員長 それでは、ただいまの報告に対し、質疑も含め、この際といたしますが、初めにただいま執行部から報告のありました件について、何かありませんか。

○柳村岩見委員 報告を説明いただきましたが、例によりまして、これだけの計画を推進するに当たって、36 ページに推進体制について書いてありますが、そのことについては前の計画と同じであるという話ですが、要は結局これだけのことを県職員が手を染めるとは全く考えにくい。よって、委託されるとか、補助事業で観光協会にとか、もちろん市町村とか役割は書いてありますが、結局、最後はお金かと。要はコラボレーションの点はないのか、計画を一緒にやるという意味も含めてですよ、県民が共有する計画であるという認識の上に立って、観光業者、観光団体等、一緒にコラボレーションになって物事を進めていくのだと、商品づくりも。実はそうではなくて、補助金を出して商品をつくってもらうのだとか、そういうところの度合い性と考え方についてちょっと。

○岩渕観光課総括課長 今回の第2期の計画につきまして、これを実現させていくためには、これはもちろん県だけではなくて市町村あるいは観光の関係団体、さらには観光の視点できますときまざまな分野の方々がここに参画をしていくと。さらには地域の方々も観光にかかわっていくということが重要だろうという認識をしております。

今回の計画の中で、それぞれ五つの大きな施策を掲げておりますが、一つ一つについて

35 ページに、具体的にどんなことを進めていくのかということで、施策項目を表にしたものがございます。これから進めていかなければならない事業等について、どのくらいのスパンでやっていくのかということも必要でありますし、どこが主体になってやっていくのかということも非常に重要だと考えております。実施期間、短期、中期に分けて記載をしております。また、推進体制についても、どこが中心になって進めていくのかということで、まさに官民一体で実施をしていくことが必要であると認識しております。

○柳村岩見委員　そういうことでしょうか。それで、お願いはこれだけの計画を、ある部分について、あるいは多くのものについて観光事業者だったり、観光協会だったり、いわば丸投げをして岩手県がやったつもりになるということが起きないように、委託は委託、補助金を出して計画づくりをしてもらう、それはそれとして、その進捗の状況であるとか、一緒に席をとる場合もあるとか、協議をするとか、そういうことを織り混ぜて、結局みんなでやっていくのだという、要は県政のパートナーなのだと、観光計画を推進するに当たってのパートナーだという感覚をどれだけ持って、実際にどれだけの接点を持ってやらせるかということについては、大変大事なことなのです。結局それがないといろんな問題点が起きてくる事例になるのですから、どうかそこはしっかりやってほしい。

○岩渕誠委員　今回の2期計画を拝見しております、県がどこにフォーカスをして2期計画を展開しようとしているのかということをお尋ねしていきたいのですが、全体を見てみると、じゃらんの宿泊統計調査2013というところのホスピタリティでやっているのですという基調が多く感じられるのですけれども、ホスピタリティ、要は心の問題、態度の問題でそれをうたうというのもそれはわかるのですが、あくまでそれは心の問題の分野として、やはり政策として打っていくにはどこまで体系的してやるのかということが大事だろうなと思っております。

ホスピタリティの部分にフォーカスするのも悪くないのですが、このアンケートの上二つのところは、もうちょっと深刻に考えてフォーカスしてほしい、政策転換してほしいなと思うのです。地元ならではおいしい食べ物が多かったと、確かにふえていますけれども、全国で19番目。魅力ある特産品や土産物が多かった、これは27番目。観光に行くと、見るところは見ても、やっぱりおいしい食べ物だとか、お土産だとか、こういったところが経済に直結するわけですし、この数字をどういうふうに分析してこの計画に落とし込んだのか、非常に懸念を持っておるのですが、どのような目的で、どのような形で落とし込んでいますか。

○岩渕観光課総括課長　まず最初に、県としてこの計画はどこにフォーカスを当てたのかという御質問がございました。県といたしましては、この計画を策定するに当たりましては、まず沿岸部の再生が最重要だろうと考えておまして、そこを重点的にやっていくことが必要だろうと。

それから、2点目はさまざまな観光振興に向けたいろんな動き、観光素材がいろいろ出てきていると。例えば三陸復興国立公園であるとか、ジオパークであるとか、あるいは3

年後の国体であるとか、観光振興として生かしていかなければならないものを積極的に活用して誘客を進めていくということにかなり力を入れて今回の政策を考えてきたところでございます。

そういう中で、委員御指摘のとおり、ホスピタリティを感じたというのが全国3位ではありますが、一方で食の関係、おいしい食べ物が多かったという部分では、平成23年度が33位、昨年度が19位ということで、いわてDC等の取り組みの成果としてあったのかなと。また、平成23年度については、震災の年ということもあって、岩手のいろいろな食材を全国の皆様に味わっていただけなかった部分もあるのかと分析をしているところであります。

そういう中で、観光を考える際に、やはり食というのは人を呼び込む上で大変重要な素材だと考えておまして、この計画でも食との関係という部分で、25ページ、県産品の魅力を生かした観光の促進ということで、食を最大限活用していきたいと考えております。岩手に来ておいしいものを食べていただき、また、おもてなしを感じていただいて、ファンになっていただいて、リピーターになっていただくと、そういう取り組みが非常に重要だろうと考えております。観光だけではなくて、さまざまな産業と連携をしながら今後の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 今、おいしい食べ物についてのお話がありましたけれども、私は逆に感じるのは、銀河プラザ——私も先月行ってきましたけれども——震災の年を除いて、ことは売上げが過去最高になった。これは歌舞伎座の改装効果もあるかと思いますが、実際には買い物ベースでいいますと食べ物、お土産品、特産品ですね。北海道、沖縄に次いで3番目ぐらいで、全国で非常に評価されているわけでございます。ところが、実際に来るとこういう評価というのは、どこがどうなのだろうということをもうちょっと分析をして、施策の中に落とし込まないと、本当に観光振興、経済的な波及効果を期待するのであれば、ここに手を入れないとちょっと大変ではないかと思っております。特にも沿岸の復興と合わせてということであれば、和食が世界無形文化遺産に決定したということもありますので、もう少し食の部分の書き込みが必要ではないかと思えます。

それから、三、四年前にお聞きをしたことがありますけれども、県南、県央の宿泊施設で県産米を使っている宿泊施設はどれぐらいあるかといったときに、7割程度なわけですよ、果たしてそれでいいのかということです。今食品偽装の問題も言われています。何度も取り上げていますけれども、盛岡駅において、焼肉屋はどこに行きますかといったときに看板商品が米沢牛では困るわけですよ。そういうところをきちんとやらないと、せっかく来たのだけれども、岩手のものがあったのかという話になってしまう。岩手のもの以外を食べて、おいしくなかったと言われるのは、これは非常にマイナスでありますので、そういったあたりをもう少しきちんと体系化して前面に出していかなければいけないと思えますし、そのための政策というのも必要だと思うのですが、いかがですか。

○岩渕観光課総括課長 今回、和食が世界無形文化遺産に登録されたという、非常にホッ

トな情報が入ってきたわけですが、委員御指摘のとおり、食というものを売りにしていく際に、例えばホテルにおいて地元の農家から直接食材を仕入れる、あるいはホテルのほとんどが県産米を使うとか、そういったことは必要なことだろうと考えております。この点につきましては、農林水産部からも強く働きかけをしておりますし、私どももぜひ岩手の食材をふんだんに楽しんでいただく環境をしっかりとつくっていく必要があると考えておりますので、関係機関等と連携し、協議を進めてまいりたいと思います。

また、書き込みにつきましては、委員御指摘のとおり、今回、和食が世界無形文化遺産としての登録もございましたので、検討させていただきたいと考えます。

○岩渕誠委員 わかりました。いずれ加工品も含めて岩手の食を観光にどうやっていくかということをしっかり考えていただきたいのです。このことをやるためにも、県の観光立県推進会議の構成についても一言申し上げたいのですけれども、メンバーが多ければいいという話ではないですが、先ほど課長からあったように、観光は総合産業であります。しかし、これを見ますと、食にかかわって供給サイドのメンバーは誰一人いないのですね。もちろん、観光に携わっている方が中心になるのはわかるのですが、それだけ見ても観光地というところの人は余りおりませんし、県南から行っている人は一人も入っていないのではないかと思いますけれども、総合産業と言う割にバランスの欠いた人選になっている。特に食の供給をやるのだということをやろうのであれば、そういうところの人たちもメンバーに入れて、最終的に供給量をこれぐらいまでにしようと、ホテル業界も何%ぐらいまで上げようということまでしないと、本当に全県的な効果というのが生きてこない、オール岩手のおもてなしと言うものの、物事を決める段階でこういう体制ではやはり少し弱いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○岩渕観光課総括課長 今回の推進会議のメンバーについて、食関係の方をふやすという御指摘かと思いますが、そういったことも含めて、今後検討していきたいと思いますが、例えば食関係の方々と意見交換をするとか、また別の形でそういった場をつくっていくことも一つのやり方かと思いますが、さまざまな点をこれからいろいろと考えてまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 参考に聞きます程度ではだめなのです。やっぱり大もとで決めるところに入らなければだめなのです。私はそうと思いますが、部長、どうですか。

○橋本商工労働観光部長 まず、観光立県推進会議の委員構成、当初1期のときの体制と同様の体制となっているわけでございまして、委員御指摘のとおり、今後、より焦点を絞って促進し、施策をしっかりと反映させ、委員構成につきましても、今後検討させていただき、バランスのいい委員構成にしていきたいと思います。

○斉藤信委員 きょうは、今までになく丁寧な報告でした。これは評価をしたいと思いません。

それで、この5年というのは大変な激動の5年間だったと。計画を作成した途端にリーマンショックがあり、大震災があり、そういう意味でいくと、5年間の到達点はなかなか

はかりにくい中で、デスティネーションキャンペーンとか、平泉町の世界遺産、一戸町の御所野遺跡とか、釜石市の橋野鉾山という形で、新しい動きが出てきたことは、厳しい中で取り組む大きな好機になったのではないかと。それなりの成果が上がってきたのではないかと考えております。

それで、まず最初に、8ページの本県の観光を取り巻く現状についてお聞きをしたいのですが、被災地の状況ということで、宿泊が8割ぐらい回復をしたと。しかし、今復興需要で、恐らく5割以上、下手すれば七、八割が復興関係が占めているのではないかと。私もこの間、陸前高田市に行ったときに泊まれなくて、隣の唐桑半島で民宿を探しましたが、観光客も来てはいるのですけれども、そもそもキャパシティがない中で、今どのぐらい回復して、復興需要がどのぐらい今の段階で占めているかわかれば示していただきたい。

あと復興応援ツアー、教育プログラムというのも大変重視されていますが、最新のこの状況がわかれば示していただきたい。

○岩渕観光課総括課長 まず最初に、復興需要と観光需要の関係について御説明したいと思います。

資料として平成24年1月から12月までの宿泊者の統計が二つございまして、一つは、観光目的の宿泊者が50%以上、もう一つは観光目的の宿泊者が50%未満ということで、復興需要であるとかビジネスであるとか、そういう形で分けたものがございまして、まず観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊を見ますと平成24年と平成22年、震災前と後で比較したものでございまして、こちらが100.1%になっています。つまり、観光関係でいくと、震災前と比較しまして大体同じぐらいのペースになっている状況というのが一つあります。

それから、もう一つが観光目的の宿泊者が50%未満ということで、こちらはビジネスであるとか、復興関係と御理解いただきたいと思うのですが、こちらが震災前と比較しますとかなり多くて141.1%になっています。ですから、復興需要がかなり高い。ただ、復興需要が一番大きかったのが平成23年と考えております。そこと比較しますと96.7%ということで、復興需要は平成23年がピークで、そこから少し落ちてきているのかなと。一方で、観光の関係でいきますと、岩手県の場合、震災前と大体同じぐらい、ほぼ同じぐらいの形になっているというものでございます。

それから、復興応援バスツアーの関係でございまして、平成25年度の実績が5,435人になっております。こちらが9月までの実績でございまして。なお、平成24年度の通年での実績が4,916人ということで、上半期で昨年の通年の実績を超えている状況でございまして。

○斉藤信委員 観光で50%を超える、今は全県のデータですか。被災地、沿岸のデータですか。

○岩渕観光課総括課長 全県です。

○斉藤信委員 全県でしょう。全県だと50%を超えているのが100%と、それはわかるのですよ。問題は被災地なのですね。沿岸では、私の実感だと復興関係が七、八割ぐらいを

占めているのではないかと。今内陸から通うということはないですから。ボランティアなんかの場合にはそういうことがあったけれども、仕事はできません。被災地の状況というのは、復興がかなりの位置を占めているのではないかと。被災地だけで見ると、復興事業そのものは来年、再来年がピークなのです。だから一定程度回復したとしても、二、三年はそういう傾向で行くのではないかと思いますので、そこで被災地の観光をどうするかということは工夫が必要だと。復興需要が減ったときに大変なことになるのですよ、簡単に取り戻せないのです。だから、ここのバランスをうまくやっていかないと、沿岸被災地の観光というのは大変なことになるのではないかと。そこは知恵を出して、復興事業の中でどう観光振興をするのか、復興需要が減ったときでも宿泊客数が維持されることを考えていかないと、リバウンドで大変なことになるのではないかと考えております。

それと震災応援ツアーといいますか教育旅行、岩手県としてはこれを特別に重視する必要があります。というのは、震災は全国的には風化しているのです。東京に行ったらニュースにならない、関西に行ったら全くニュースにならない。こうした中で復興を進めるためにも、観光のためにも復興を進めるためにも、どれだけ被災地のことを理解してもらえるかというのは、観光を越えた課題になっているのではないかと。つい最近、関西の高校生が修学旅行で来た。こういうことを積極的に誘致する。それにたえ得るような教育旅行の中身を充実させる。たろう観光ホテルは2億円の復興交付金もついたということで、宮古市議会でも対応するようですけども、震災遺構を大事にして、特にたろう観光ホテルの場合には、最上階で当時の津波の映像を紹介しながら説明しないと15メートルの津波というのは感覚がわからないのですよ。

ぜひ、教育旅行の中身を充実させる。それぞれの地域にふさわしくやっていく必要があるし、震災応援ボランティアの説明なんかは意外と個性に頼っているところがあるので、最小限必要なことはみんなが説明できるように、そして、復興がどこまで進んでいるかということも大事な中身です。こういう形で、今復興が進んでいると、行政の情報なんかもしっかりやって、中身をぜひ充実させていただきたいと思いますが、この点は考えているところありますか。

○岩瀨観光課総括課長 沿岸部の復興需要が減少していく中で、どのように観光需要をつくっていくかというお話がございましたが、委員御指摘のとおりと考えておまして、そのためにも、県としても、特に沿岸部につきましては教育旅行に力を入れていかなければならないと考えております。

平成24年におきましては、教育旅行の数字だけ見ますと、平成22年、震災前の数字を既に超えている状況にございますが、さらに上積みしていかなければならないと考えておまして、私どもも、北海道、東京、大阪、それからことしは九州におきましても誘致説明会をし、今年度から、関西や九州の高校を回るとか、営業力を生かしながら積極的にアプローチをしているところでございます。教育旅行のプログラムにつきましても各学校のニーズがございますので、オーダーメイド的な形でしっかりと応えていくということも重

要だと考えています。

いろいろと課題もございますけれども、現在、沿岸部の震災学習につきましては、プラットフォームという形で整備を考えております。エージェントによっては、どこに相談していいのかわからないというお話もございまして、総合受け入れ窓口の整備を進めているところでございます。

さらには、語り部の関係でいきますと、レベルというのでしょうか、語り部の方々の対応に少し差があるということもございまして、資質の向上、レベルアップをしていこうと。加えて、しっかりとネットワークをつくっていこうと取り組みを進めておりまして、力を入れていきたいと考えております。

○齊藤信委員 材料、資源は豊かにあると思うのですね。三陸復興国立公園に指定をされた、三陸ジオパークに指定をされた。震災だけではなくて、全国に誇れる資源がある。この間八戸の種差海岸を議員連盟で私見てきましたけれども、まじめに見れば一日は優にかかるのですよね、種差海岸見るだけで。700キロにわたる潮騒トレイルですか、スポットごとにどういう楽しみ方があるかということにも工夫をして、何回もそこに行ってみたくと思わせるような活用する必要があるのではないかと。内陸に行けばもちろん平泉があり、一戸の御所野の遺跡があり、知恵を出して、この豊かな資源を生かしていただきたい。

それで、地元の人のおもてなしを感じたというのが全国3位だと。私はホスピタリティというのがわからなかったのだけれども、おもてなしということですかね。今やオリンピックを誘致するときにも、おもてなしというので流行語にもなりましたので、日本一のおもてなしというのはわかるようでわからない。正確に言うと岩手らしいおもてなしなのだと思うのです。日本一って何ではかるかということだから。「じゃらん」で1位になるかどうかということがあるかもしれないけれども、全国でおもてなしをやっているわけですから、岩手らしいおもてなしということで、もっと知恵を出す必要があるのではないかと。

そして、先ほども指摘がありましたけれども、旅行の楽しみは岩手らしい食だと。私もたまに県内で機会がありますけれども、やっぱり食ですよ。食がよければもう一回行きたくなりますよ。ところが、量は多いけれども、岩手らしさを感じないものが多い、率直に言って。今は昔と違って量より質です。地元でとれたものをおいしく、見ばえよく提供するというのが今まで以上に問われているのだと思います。現状は、努力しているところはほんの一部。どこに行っても同じような食事がまだまだ多いです。

地産地消、新鮮、安全、岩手に来たらこういうものに巡り合えたというようなもの。先ほど岩渕委員が推進の方策も含めて知恵を結集する方策を提案しましたが、大事なことだと思います。旅行の一番の楽しみと言っているときに、そこを担当する人が幹事会にいないのです。だから、そこはしっかり位置づける必要があるのではないかと。

それで、最後にしますけれども、国際観光なのですが、台湾を重視しているのですね。私はちょっと違うのではないかとと思うのです。台湾というのは人口が限られているし、岩手だけに来ているわけではないのです。台湾の観光客が日本全国、どこにどういう形で来

ているかというのでも示していただきたい。韓国とか、中国とか、東アジアとか、人口が多くて将来的にも見込めるところを相手にしなかったら伸びないと思いますよ。

あと定期便と言っているけれども、定期便というのは、こっちからも行かなければだめなのです。台湾から来るのに匹敵するように岩手県から台湾に行くかとなると、そんなに単純ではないと思います。だから、もっと多角的に国際観光の場合は考えていく必要があるのではないかと思います、現状を含めて示していただきたい。

○岩瀨観光課総括課長 台湾の関係でございますけれども、日本全国どこから来ているのかということについては今資料の準備をしておりますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

岩手県として台湾を重視していることにつきましては、これまでは花巻空港での国際チャーター便の実績もかなり高いものがございますし、また岩手県に来られる外国人観光客の中で約半分が台湾からの方ということもございます。親日的ということもございますし、さらには日本、台湾間のオープンスカイというのがあって、規制緩和がありまして、台湾でも地方空港を戦略的に攻めていこうと、そういった背景がございます。そういう中で、岩手県としても花巻空港と台湾との国際定期便の可能性というものが十分にあると考えておるところでございます。インバウンドに加えまして、空港課が中心になってやっておりますけれども、アウトバウンドの部分も重要だろうと考えておりまして、そこはまさに官民一体になった形で取り組んでいく必要があると考えております。

台湾の関係で、全国どこからいらっしゃるのかということですが、かなりばらけておりまして、東京が全体の21%ございます。そのほか北海道14.6%、大阪が9.7%、福岡が2.82%ということですが、あとは定期便があるところが中心ですが、少しずつばらけているといえますか、2%とか1%とかですね、そういった形でばらけております。

○斉藤信委員 岩手は何%ですか。

○岩瀨観光課総括課長 岩手は1.07%、ちなみに青森が0.37%、秋田が0.37%となっております。

○斉藤信委員 頑張れば台湾はもう少し伸びるかもしれませんよ。しかし、これだけばらけているわけだから、この中で岩手がさらに比率を倍に伸ばせるかといったら、そんなに単純ではないのではないかと思います。逆に言うと、ほかの国からの観光客が少ないから台湾が半分を占めているのです。だから5年、10年を考えるのだったら、そういうところにどう広げるかという戦略がなかったらだめだと。

最大の障害は安倍政権の外交政策ですよ。やっぱり隣の韓国、中国と話し合いができないというのは、残念なことだと思うけれども、これを突破していかないとだめだと。

最後の最後なのですが、一つ欠けているのは、観光の一つの柱としてまちおこし、まちの再生というのを観光にしなければだめだと。これは「里山資本主義」の中で筆者も強調しているのだけれども、例えば葛巻町の再生エネルギーだとか、住田町の日本一の森林のまちづくりだとか、全国に誇れる中身があるし、それをもっと磨けば人を呼べることにな

るのではないか。例えば復興の問題でも、住田町が木造の仮設をつくったというのは全国的に話題になって、今でも視察が来るのですよ。あそこをもっと磨いて、まちづくりを観光の一つの柱に据えて取り組む必要があるのではないか。最後に聞いて終わります。

○岩淵観光課総括課長 台湾の観光の関連で、ほかの国からの入り込みが少ないという話がありました。おっしゃるとおりでございますが、韓国、中国は現在の政治情勢等もあって、なかなか難しい状況にはございますが、韓国につきましてはソウル事務所がございます。平成14年度に開設をされまして、かなり頑張っていたかまして、平成19年だったと思いますが、韓国からの入り込みが一番多いときで1万4,000人ぐらいの数字に伸ばしてきている。リーマンショックとかいろいろありましたけれども、震災があつて、放射能等の懸念等もあつて、かなり落ち込んでおりますけれども、ここは必要な種まきといえますか、プロモーション活動であるとか、スキー客の誘致であるとか、そこは必要な種まきをやっておりますし、好機を迎えたときには、そういったものをしっかり生かしていくという戦略で考えております。中国においても同様の方向で考えております。

まちおこしの関係でございますが、この点も委員御指摘のとおりで、観光地づくりということは、それはイコール地域づくりにつながってくると考えております。地域のいろいろな関係者、住民も加わって地域資源を磨いていく。そして、自分たちの町に対して誇りを持っていくと、そういったことが非常に重要でありますし、住んでいいところが観光客も来るということもございますので、そういった視点で観光地の魅力づくり、地域づくりといえますか、まちおこしということも大きな柱になってくるものと考えております。

○吉田敬子委員 斉藤委員から今台湾の関係が出た国際観光の部分から先にお伺いしたいのですが、公共施設等の外国語表記やW i - F i 環境の整備を促進というところで、一般質問の中での答弁で、外国語対応とW i - F i 対応というのが今後必要だという答弁がありました。今現在で必要ところで外国語対応とW i - F i 対応で、どのぐらいの現状になっていて、それをどのように進めていくか、具体的にお示しいただきたいことが一つと、台湾に定期便をやっていきたいというお話があるのですが、タイにチャーター便がある、先月末から、タイの日本うまいもの市に岩手も出品していたり、お正月にかけて、タイ、マレーシア、香港でフェアというのをやられるようなのですけれども、今回台湾だけに絞った形での国際観光の振興を強化するということですが、海外でのフェアが東南アジアに集中しているようではございますけれども、国際観光の振興の点で、今後どういったつながりをつけていくのかお尋ねいたします。

○岩淵観光課総括課長 外国関係のW i - F i の環境でございますが、まだ県内の宿泊施設全体について、現状について把握していないのですが、ただ外国人を受け入れている県内の主要な観光施設、6カ所ほどで調査してみますと、おおむねロビーではW i - F i がつながる環境にあるということは承知しております。ただ、部屋に行つてまでやれるかというところまではいっていない状況だと聞いております。

県としての対応でございますが、外国人の方々につきましては、スマートフォンとかタ

タブレットが日本以上に普及している部分がございます、そういったものがないと施設として選んでいただけないという環境もあるようでございますので、県としても各施設がサービス向上の観点からそういった環境の整備を進めているところでございますし、どのような支援が必要なのか、これからいろいろと検討していきたいと考えております。

それから、タイ、マレーシア等々、ASEANということかと思うのですが、こちらにつきましては、この計画の中では特記して書いていない部分がございます。岩手県の強みの中で、特にASEANの伸びが非常に顕著だという部分で記載をしておりますけれども、県としては、今回タイのチャーター便が来ましたし、時期を同じくしてタイと仙台が定期便でつながっております。こちらが週3便でかなり大きな機材で、冬季限定ということではありますけれども、つながっているという状況がございます。そういったものを好機として、タイあるいはインドネシア、マレーシアから、イスラム圏も含めた形での入り込みということを県としても取り組んでまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 Wi-Fi環境の現状は把握されていないということはちょっと問題だなと思うのですが、Wi-Fi環境がなぜ必要かということ、外国人だけではなくて私たち日本人も含めて、今の時代、携帯で情報収集するのが一番便利になっているので、例えば、観光地に行くと、どこに行ったらいいかまだ迷っている人が、そこで情報収集するときというのはインターネットを使うと思うので、Wi-Fi環境の整備というのは、観光振興のためには特に大事な点だと思っています。これは外国人だけではなく、日本人対応としても、そしてまた今後ILCの誘致とかも進んでいく中で、岩手県が国際対応することで日本人にも優しいような受け入れ態勢になると思うので、Wi-Fi環境の整備というのはぜひ現状を把握していただいて、具体的に進めていただきたいと思います。

ASEANの部分なのですが、以前に資料をいただいたときに韓国や中国の震災後の旅行客数は半減している中で、ASEANから岩手県にいらっしゃっている方が2倍、3倍にふえているのですよね。斉藤委員からも台湾だけでは、という話がありましたが、実際にふえているところに対しての方々にも力を入れていくのも大切だと思っておりますので、今後よろしく願いいたします。

その中で、いわて花巻空港と、その近くにJR花巻空港駅があるのですが、私は盛岡にいるからというのかもしれないのですが、花巻空港駅を使うきっかけというのが利便性からか、正直ないのですが、花巻空港と花巻空港駅の利便性について県ではどのように認識されているのかお伺いいたします。

○岩瀨観光課総括課長 まず最初に、ASEANの関係でございますが、委員御指摘のとおり、日本全体に来るお客様の数でいきますと、一番はタイがかなり伸びておりますし、そのほかにもマレーシアであるとか、インドネシアとか、そういった地域からかなりお客様が入っている状況がございます。県としては、特にタイに注目しているわけですが、東北観光推進機構と連携しながら、タイに行きまして、旅行博へ出展するとか、タイの方々に岩手に来ていただいて、実際に観光地を見ていただいております。加えて、タイ

では、あまちゃんが2月から放映をされるという状況でございますので、県としてもチャンスを生かしていきたいと思っております。

それから、Wi-Fiの関係でございますが、県内の宿泊施設を全部確認したのではないですが、外国人が入っている宿泊施設については、おおむね調査をしておりますので、その調査結果を踏まえて、今後も必要な対応等について考えていきたいと思っております。

それから、花巻空港と花巻空港駅の関係でございますが、具体的に承知してございませんので、関係課と連携しながら、現状と問題点等、把握していきたいと思っております。

○吉田敬子委員 県外から来る私の友人で花巻空港におり立って、JRを使って盛岡に行こうと思っていた方で、花巻空港駅とあるのですぐ近くだと思っていたら結構時間がかかるし、タクシーでしか行けなかったという話を伺って、バスもありますけれども、時間があいているということがあるようなので、県外から来る、空港や駅を使いながら来るお客さんに対してもうちょっと配慮していかなければいけないのかなと感じましたので、よろしくをお願いします。

あと最後に、先ほど岩渕委員と斉藤委員から推進委員の中に食に関する方をということだったのですけれども、それに加えて、県産品の魅力とか観光の促進も図られているのですけれども、お土産として、県産品や食だけでなく地場産品、漆器だったり、南部鉄器等のお土産も買っていただくために、食だけでなく、地場産品にかかわっている方々もぜひ委員に入っていただきたいと思うのですが、その件について御所見があれば伺って終わります。

○岩渕観光課総括課長 花巻空港駅と花巻空港のアクセスの関係でございますが、これにつきましては、委員御指摘のとおりいろいろと課題もございますので、関係課と少し協議をさせていただきたいと思っております。

それから、食だけではなくてお土産品とか工芸品とか、確かにそういったものを購入していただいて岩手県にしっかりお金を落とさせていただくということは大変重要でありますので、先ほどの食関係や、お土産品の担当も含めて、推進委員として参加していただくかどうかについて検討させていただきたいと思っております。

○飯澤匡委員 各委員からお話が出ましたので1点のみ、今回三陸沿岸観光の再構築というものが加わったということですので、その点について御意見を申し上げて、所感を求めたいのですが、インフラがかなり破壊されて、今回リストラクチャーするわけですが、今まで使っていたものを再生するだけではなくて、観光の部分についても、例えば諸外国にあるインフォメーションのセンターを岩手県が系統的に、ここに行けば大体のことはインフォメーションがとれるというようなところを、各スポットでなくてもいいのですが、そのところのメッセージ性というのが日本全体でも足りないと思うので、その部分と、あと関西に比べて岩手県が弱いのは、その地点に行くまでにお金を落とさせる工夫というのが、どうしても各地域の観光協会の企画で終わってしまうという部分があつて非常に弱い部分があるので、リストラクチャーする部分と、ハードの事業も絡んできますので、いろ

いろ系統立ててやる部分と、戦略的な部分をもう少し考えてもいいかなど。そこは県の出番かと思うのですね。関西の清水寺のように、行くまでにさんざん、さんざん歩かされて、そのうちにお金を落としてもらうという仕組みも少し食欲に考えて、今回さまざまなお話出ましたけれども、そこら辺をもう少し戦略的に、地元の観光協会に任せるのではなくて、壊れて再構築するのですから、そこは工夫するところですね。ここにも交通網の整備と連動した観光の振興とありますが、そこはもう少し具体的に書き込んで、工夫をしてやるのだというところを入れたほうがよろしいのではないかと思います。これは所感を求めたいと思います。

それから、推進会議の名簿を見ますと、先ほど皆さんからも指摘がありましたが、どうも直接的な観光産業にかかわっている人が多いし、それからこの会議が全てではないと思うのですけれども、もう少し工夫していただきたいのは、グリーンツーリズムについても書き込んでありますし、最近の旅行というのはロコミで個人旅行の部分も多いので、食事の部分の話がありましたけれども、メンバーについてももう少し煮詰めてやるべきだというお話をさせていただきたいと思います。

以上ですが、所感がありましたら。

○岩渕観光課総括課長 推進会議のメンバーにつきましては、さまざま御意見をいただいておりますので、参考にさせていただき、これから検討してまいりたいと思います。

また、外国にあるインフォメーション云々のお話がありましたけれども、その点につきましても少しこれから検討させていただいて、書きぶり等も含めて検討させていただきたいと思います。

○高橋昌造委員 私からは、簡潔に3点についてお伺いします。

まず、外国人の受け入れも非常に大事なのですが、やはり高齢者とか障がい者、特に団塊の世代とか、平成28年にはいわて国体もあるわけで、障がい者の皆さんが円滑に旅行できるような環境整備、ユニバーサルデザイン化とかバリアフリー化の促進を含めた具体的な取り組みについて、お考えがあるのであればお示しを願いたいなど。

○岩渕観光課総括課長 障がい者の受け入れにつきましては、委員御指摘のとおり、これから国体も迎えることになりまして、また多くの観光客の方々を迎え入れるためには、さまざまなハード、ソフトも含めてでございますが、ユニバーサルデザイン化を進めていく必要があると考えております。この部分につきましては、関係部局がまたがってまいりますので、連携しながら必要な施策を考えてまいりたいと思っています。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。特に関係部局とは連携をとりながらしっかり対応していただきたいなど。

それから、今2巡目のいわて国体のことについてお話し申し上げたのですが、いろいろな自然災害等もあるわけでございまして、ホテル、旅館等の耐震化の実態について、実態を把握なされているのか、またそのような耐震化に対しての支援か何か取り組みを考えているのかお聞きいたしたいのと、それから災害時の対応ですが、基本的なマニュアル

や、研修に取り組んでおられるのかお伺いいたしたいと思います。

○岩渕観光課総括課長 自然災害の関係がございましたけれども、その点については、研修等々についてはどういう形でやられているのか、まだ実態を把握してございませんので、お答えできない状況でございます。

それから、耐震化の関係でございますが、最初に耐震診断が必要になってくるわけでございますけれども、その費用に対して、県土整備部で9月補正において補助制度をつくって、現在今後の扱いについて検討していると伺っております。宿泊施設等々の現状につきましても、県土整備部のほうで今精査中ということもございますので、今後の県としての対応につきましては、県土整備部と連携、協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。最後に、観光産業というのは、産業の強化をしていかなければならないと思いますが、人材の育成、確保が非常に大事になってくると思うのです。だから今後、本県の観光産業を推進するために、どのような人材育成、方策を考えておられるのかお示し願いたいと思います。

○岩渕観光課総括課長 観光人材の育成の件でございますが、委員御指摘のとおり、これから観光産業を総合産業として発展させる、成長させていくという観点でいきますと担う観光人材をしっかり育成することが極めて重要だと考えておりまして、県といたしましてもそれぞれの地域において観光地づくりを進めるリーダーになる人たちをしっかりと育成していこうということで、数年前から、産学官連携の中で人材の育成に取り組んでおります。カリキュラムも、3日間ぐらいになりますけれども、1日詰めた形でしっかりと勉強してもらっておりますし、しっかりとしたセミナーを通して、30名ぐらいの方々が研修するのですが、県内各地から入ってきておりますので、しっかりとネットワークも生まれていくこともございまして、観光人材の育成をしっかりと進めていきたいと思っております。

加えまして、おもてなし向上に向けた人材育成も重要でありまして、その点につきましても観光協会等と連携しながら引き続き強化してまいりたいと考えています。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。本県も観光立県として、いわて観光立県基本計画を着実に遂行していかなければならないわけですが、部長、最後に熱き思いをお聞きます。

○橋本商工労働観光部長 観光に対する熱き思いをということでございますが、観光というのは、人口が減少している中にありまして、交流人口の拡大は大きな意義を持っておりますし、観光産業は、先ほど来質疑が交わされている中で、食、お土産、あるいは工芸とか、さまざまな形がかかわってまいります。そういう意味で、まさに総合産業であると考えておりまして、きちんと取り組みを進めることによって、復興の加速化にもぜひつなげていきたい。観光による復興の加速化を目指して2期計画についてもしっかりと案を固めさせていただく中できちんと実行、実践してまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 一つだけ。ユニバーサルデザインの話があって、先ほどの答弁は県土整

備部という話があったのですが、建物の中がほとんどユニバーサルデザインになっていないということなので、そこが落ちると心配だなと思って質問させていただいたわけなのですけれども、平泉もそうなのですが、車椅子で泊まれる旅館というのがないのですよ。例えば東横インのようなホテルは段差がなくて、エレベーターがあつたりするのですけれども、日本旅館というのは玄関まで段差があつて、そこから段が上がって、トイレは段が下がって、スリッパに履きかえるとか、玉砂利が敷いてあつたりとか、お風呂はもちろんそうなのですけれども、部屋に入っても段差があつて小上がりへ行くという車椅子も入らないというところがあります。高齢者への対応ということもありますので、宿泊先のユニバーサルデザインを進めていただきたい。

それを調べて、インフォメーションして教えてくれるところがないのです。例えば全国から車椅子でおじいさん、おばあさんを岩手に連れていきたいのだ、どこが車椅子で泊まれる旅館なのかというのがないものですから、窓口を整備して、県の観光のホームページでもいいのですけれども、各旅館、宿泊施設もやっているのですが、遠くから、岩手で車椅子で泊まれるところとかというようなことでアクセスができるようにしていただきたいなと思っております。

それから、例えば平泉にしてもそうなのですが、ここにはバリアフリーのトイレがあるよ、ここはこうですよということの整備はするのですが、それが意外と地元の人もわかっていなくて、どこに車椅子のトイレがあるのだろうと聞かれても、本当はあるのだけれども、地元の人たちが結構わかっていない、駅の方が実は中尊寺の前のこっちにあるということがわかっていないということもありますので、そういうものもあわせて整備していかないと日本一のおもてなしにはならないということもありますので、あわせてお願いしたいと思います。

○高橋元委員長 執行部からの報告の件以外について、何かございませんか。

○岩淵誠委員 簡潔に1点のみ。グループ補助金の関係で若干質疑をします。平成23年度に創設されたグループ補助金ですが、土地利用計画の作成のおくれなどによって、交付決定になっても執行できないという業者、グループがあると伺っております。事故繰り越しをして七十数社という報告が以前ありましたけれども、いよいよこの時期を迎えると本当に事故繰り越し以上の繰り越しがないものですから、どういう対応になっているか大変気になる部分になりますけれども、補助金の返上を余儀なくされる企業というのはどの程度あるのかお示しいただきたいと思います。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金の執行状況でございます。全体で交付決定が1,100者以上あります。うち、現在、事業実施している方が、調査時点で570者程度ございます。年度末を迎えますので、執行状況を調査しながらやっておりますけれども、11月半ばの調査時点で完了できない見込みが290者程度ありまして、そのうち繰り越しではなくて、ことしの3月末にも行いましたけれども、再交付という手続が必要になる見込みの事業者が100者程度という見通しになっております。

○岩渕誠委員 570 者の調査をしたうち 100 者という数字でありますから、少なくはないということでもあります。そして、そこで問題なのは再交付ということでもありますけれども、これは一度返上をしてということになります。来年度以降のグループ補助金の中で、この間、交付対象が絞られたり、いろいろなことがあった中で、本当に 100 者程度が再度交付できるという担保はとっていますか。

○山村経営支援課総括課長 事業が実施できない状況にあるということであるとか、それに伴って、翌年度以降も交付が必要であるとか、そういった状況については何回も国に、政府要望でもお話ししておりますし、その後も事務的なやりとりもしておりますし、機会を捉えて要望しておりますし、そういった措置がとられるものと考えております。

○岩渕誠委員 ここで問題になるのは、一般質問でも我が会派の後藤議員から指摘がありました。特に事故繰り返りで返上して再交付といった場合に、補助金の交付額というのは 3 年前の水準なわけですね。新たに再交付を受けるときはその金額でしか受けられないという原則があるとお聞きしております。実際にその金額では、御承知のとおり、建設資材の高騰、人件費の高騰で、再建をするにしても企業負担がさらにふえる実態がかなりあると大変危惧しているのですがその対応はどうなっているのか。それから、いわゆる公共ベースではどのくらい上がったという資料がありますけれども、民間ベースの工事で、この 3 年間どの程度、いわゆるかさ増し部分といいますか、なっているのかという実態をお示しいただければと思います。

○山村経営支援課総括課長 交付決定の手続、再交付の場合の措置については、今お話しいただいたとおり、当初の交付決定額が引き続いて補助事業できる、再交付の手続をとってやるということで、同額で交付決定する補助金の仕組みであります。単価がアップというか、増嵩については、ものによってであったり、いろいろまちまちかと思えます。私もその詳細については把握しておりませんが、事業者とのやりとり等の中で、値段が上がっている状況や人件費がかかるとか、いろいろな状況についてはお話をいただいているところです。

○岩渕誠委員 問題が 2 点ありまして、土地利用計画の問題で、しっかりとした再建ができないということについては、前々から私申し上げていますが、復興計画の中でおさまるようにやらないと、毎回毎回、この煩雑な手続を、業者も行政もやって再交付手続をする、そんな時間があるならもっと別なことをやってくれればよい、簡素化の問題が一つ。

今指摘をしたように、かさ増しになる部分をどうするかという問題があるのだと思います。本会議では、復興局の佐々木理事が答弁をしておりましたが、それは全体の財源の話でありまして、個々の物件をどうするかというのはまだ議論がない。そして一方で、今まで行ってきたほかの業者との関係も非常に難しい問題をはらんでいるのかと思うのですが、ただ現実問題として、再建を後押しするための国の制度、運用上の盲点がやっぱりここに来て出てきているのだと思います。これについて善処しないと企業の再建ができな

い、雇用の確保につながらないということでありまして、幾らインフラ整備をもう一度やったとしても、そこに人が住まなければ復興はならないわけでありまして、そういう意味において、この問題は相当善処しないといけない問題だと思っているのですが、県としてどのように対応されていくおつもりでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 今お話しいただいたとおり、土地の問題等で事業ができていないという事業者の方がいらっしゃるということ、あるいはそれに要する事業費が当初の計画とは違って高くなってしまっている状況があるのは、まさにそのとおりでございます。グループ補助金が事業者の再建支援の主力の支援策でございますので、岩手のこの状況をよく国にも伝えまして、事業者の支援ができるように、本県の状況をもとにして協議してまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 最後にします。グループ補助金の問題に限らず、非公共事業の部分はまさにそういうような問題が出ています。例えば復興交付金を原資として市町村が事業を行った場合に、複数年度にわたる事業の場合は、変更契約がきいてかさ増し分が出るのですが、復興交付金を使って単年度でやる市町村事業については当初の決定額以上に交付しないという原則だそうであります。そうすると、全庁的、被災地全体の話になりますので、商工労働観光部をきっかけとして、全庁的な議論をして、論理構築をして、ぜひ国に当たっていただきたいと思いますが、部長の所感をお聞きいたします。

○橋本商工労働観光部長 非公共の部分、グループ補助金等の事業について増高する経費対応というのは、これからさらに問題が顕在化してくると考えておりますので、被災地の実態に即した部分を丁寧に国にも説明し、また訴えながら、ぜひ理解をいただけるように善処してまいりたいと考えております。

○桐田副部長兼商工企画室長 先ほど斉藤委員から消費税の増税分についての一般財源の対応の御質問がありました。県当局におきましては、消費税増税に見合う地方負担のかけ増しの経費につきましては、地方交付税の算定を含む地方財政計画の算出で、国において算定されるものと見込んでおりますが、地方財政計画については、国の予算編成にあわせて12月末に策定されることから、その動向を注意して見るということでございます。

○高橋元委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 震災復興に絡んで、なりわいの再生雇用の問題についてお聞きしたいと思います。

先ほどグループ補助金については、岩渕委員の質問で1,190者交付決定されて、今事業実施中が570者で、再交付になるのが100者程度。そうすると、完了できないのが290者ですから190者は繰り越し対象、こういうことでいいですね。それで、平成25年度2度にあわせてグループ補助の申請があったのですが、7グループ34者、12億円しか決定にな

っていない。申請の半分以下なのですね。なぜ今年度はこんなに低調なのか、何が課題なのか、このことを示していただきたい。

○山村経営支援課総括課長 今年度の申請につきましては計画書等の審査を行っておりますが、一つには、そもそもグループが小さくて、なかなか共同事業が効果的なものが計画できないとか、あるいは共同の事業とその構成がマッチしていないものがあるなど、計画のさらなる検討が必要なものが多く、採択にならなかった事例があります。

○斉藤信委員 申請された中ではそうだと思うけれども、申請に至らないというのは、申請そのものが今年度はがくっと落ちたわけで、用地の確保とか、再建したいのだけれども、そのめどが立っていないということもかなり大きいのではないかと。

それで、概算要求はされているようだけれども、グループ補助というのは継続される見通しと受けとめていいのか、単年度限りなのか、そのことを示していただきたい。

○山村経営支援課総括課長 経済産業省の概算要求で事項要求として盛り込まれておりまして、継続ということで、今調整しているところになります。

○斉藤信委員 予算額はどうなるのか、そのことも示していただきたい。

あと岩手県の場合には1,700区画を超える仮設店舗、1年を経過すると、市町村に移管をされて、かなりの部分が市町村に移管されているのだと思うけれども、仮設店舗の経営を維持して、本設展開という二段構えの対策が必要だと思いますが、仮設店舗の状況をどういうふうに受けとめているか。それと市町村に移管された中で、民間を借りているところで、契約が継続しなかった例も出ていますが、そうした事態をどういうふうに受けとめているか、そして本設への支援策をどう考えているか。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金の来年度の要求額については、概算要求の事項要求ということでした。現在調整中だと思いますが、額については承知しておりません。

仮設店舗の状況ですけれども、現在353の施設が完成しております。区画でいえば1,700から1,800程度ということでございます。その中で、用地が民有地であったり、公共の施設とかあります。民有地に建っているものの中で、利用するということで撤去しなければならないというものがあるのも承知しております。そういった撤去がこれからも生じてくることから、撤去の費用も相当多額になると想定されるので、撤去についても市町村の財政支援をするようにということで国に要望しているところでして、これも来年度の概算要求の中に、そういった経費も盛り込まれているようですので、そういった経費が被災地の状況に合うような形で運用されるように働きかけていきたいと思っております。

本設に向けた支援についてはグループ補助金によって、その時期になりましたら施設復旧なり、共同店舗みたいなものをつくる場合にもグループ補助金の活用もできますし、そのほかの経営支援、ソフト的な支援も今までもやっておりますし、これからも充実させていきたいと思っております。

○斉藤信委員 ある調査では、仮設店舗で本設展開できるのは恐らく半分ぐらいではないかと、こういうのも専門家の調査ではあるので、仮設店舗の経営を維持するというところに

対する支援。もう一つは、これが2年後、3年後になるのか、本設への展開では、グループ補助は事項要求ということになると、残った予算でやるという可能性だってないわけではないわけだから、ここは必要な制度を予算つきで継続させなければだめだし、必要な場合には新しい制度を求めていかななくてはならないと思います。これは指摘だけにとどめて。

雇用の問題なのですけれども、高田議員も一般質問で取り上げましたが、来年基金事業は4割減と。今現在どのぐらい基金事業で雇用されているのか、そのうち沿岸被災地で雇用されているのは幾らなのか、沿岸被災地で同じように4割減られるのか、これは全県でかなり調整されるのか、その対策。そして、きのうの、被災地に必要な雇用は確保すると部長答弁がありました。どういう基準、どういう方針で対応するのか。

それと瓦れき処理で1,330人被災地で働いているのです。これは確実に年度末でなくなるのです。この人たちの雇用、再雇用を守ること自身が大変な仕事ではないかと。有効求人倍率が1倍を超えているといっても、実態はミスマッチですから、かなり真剣にやらないと新たな失業者をつくってしまいかねないので、その対策についてお聞きをしたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず現在の雇用者数ですが、県事業、市町村事業を合わせて3,403名、うち沿岸地域での雇用、これは沿岸市町村が事業で雇用している人数ですけれども、1,505名でございます。全体の半分弱が沿岸市町村の事業で雇用されているものでございます。

来年度の事業費の削減でございますけれども、国では制度延長の制度要求はしておりますが、基金の積み増しという形では概算要求には盛り込まれておりません。とすれば、今年度末見込まれる基金残高は約90億円でございますが、それを今後活用していくということになります。一方で、民間求人が非常に活発でございますので、そういった状況も勘案すると、来年度全体としては約4割減になろうかと思っております。

市町村及び広域振興局を通じて市町村に通知した事業採択の優先順位としましては仮設住宅等、居住者の支援等を行う事業を最優先するという提示しております。またあわせて、現在行っておりますメニューは基本的に被災者の復興の支援に供する事業に活用することという基本原則がございますので、そういった中で、一律4割カットではなくて、中身を見ながら、そこはまず市町村からの要望、希望事業を聞いた上でになりますが、調整をしてみたいと考えております。

瓦れき処理につきましては、5月段階での聞き取りで、おおよその人数は1,300人ということでございまして、これまで沿岸地域での人手不足対策ということで、我々で沿岸各地区を回って関係者と意見交換を重ねてきております。釜石、大槌地区で若干先行して進んで、それが新聞報道等されておりますが、ほかの地域でも同様の取り組みを先月来進めております。その中で、ハローワーク等とも連携しながら瓦れき処理に当たっている労働者の方々に対して、もう少しストレートに求人情報でありますとか、就業支援の情報を提供できるような情報提供を密にしていくということを申し合わせして、今後さらにそれを具体化してみたいと考えております。

○**斉藤信委員** 事業復興型については、現在どこまでいって、そのうち沿岸被災地はどのぐらいを占めているかを示してください。今聞いた沿岸被災地での必要な雇用は、これはぜひ市町村とも緊密な連携をとるし、実際に委託されている方々の実態や要望もしっかり踏まえて必要な事業が継続されるようにやっていただきたい。

それとちょっと聞き逃したので、もう一回聞きますが、企業の二重ローン対策です。11月のこのパンフレットは、10月末段階で二重債務対策の支援決定は126件。恐らく新しいデータでいくと169件になると思うけれども、第1期計画は目標が625件で、圧倒的に少ないのです。相談件数も少ないのです。二重ローン対策が、県が計画した規模を大幅に下回っている現状をどう見て、どう抜本的に改善を図るのか。そして、岩手県産業復興相談センターを含めて、これが継続される見通しはどうなっているのか示していただきたい。

あと一言だけ。山田町のNPO法人の検証委員会については、学識経験者に御用学者などは絶対につけないように厳しく、これは唯一の民間というか、部外になるわけだから、本当は学者と弁護士つけたほうがいいのではないかと思うけれども、学識経験者を配置するというのであれば、県民から見てきちんとチェックできる人が入っているというふうにすべきだと思いますけれども、これを聞いて終わります。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 私から事業復興型についてお答えいたします。

平成23年度から今年度までの申請の累計人数は1万3,800人余となっております。ほぼ計画の人数を達成しております。今後、国に対しては事業の基金の追加及び事業期間の延長を要望しておりますが、予算の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。申請者全体のうちの沿岸からの割合ですが、およそ4割が沿岸地区の事業所で働く方についての申請でございます。

○**山村経営支援課総括課長** 二重ローンについてです。件数については、最新では県の復興相談センターが87件、国の東日本大震災事業者再生支援機構が82件、計169件。当初の計画を下回っている現状についてはそのとおりでございますが、資金的な支援は、債権買い取りもございますが、例えばスケジュールであったり、新規融資のあっせんであったりいろいろなものがあります。また、当初は想定されていなかったグループ補助金のような直接の支援策もありまして、借り入れの需要が、そういった状況もあって一応落ち着いているということもあるかと見ております。

平成26年度の計画については、こちらも概算要求に盛り込まれておりますので、継続する見込みだと承知しております。

○**斉藤信委員** 岩手県産業復興相談センターを含めてね。

○**山村経営支援課総括課長** はい。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 検証委員会の外部の委員のことでございますが、現在県内の大学から経営学と行政学の専門家をお二人委嘱する予定で作業を進めているところでございます。委員会は公開をしている中で、このような外部の委員から県職員が気づかない点についてしっかりと御意見を伺うことにしているところでございます。

○吉田敬子委員 1点だけ簡潔にお伺いいたします。

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例についてですけれども、これはことしの10月で5年を迎えることで、県で施行状況について検討されてきたということで、今回は条例の改正を行わずに運用については一部見直しという情報提供をいただいております。その中で、事業者が設置する場合に、地域貢献活動計画書及び報告書の提出というのが義務づけられているのですけれども、県が毎年設置者から提出を受けていると思うのですが、報告書を受けて、改めて県が指導等を行って改善されてきた例があるのか、まずお伺いいたします。

○山村経営支援課総括課長 条例に基づく地域貢献活動については、それぞれの事業者の方から提出を受けまして、それをホームページ等で公開するというところで、中身については個別の指導とか、御意見等はございませんでした。

○吉田敬子委員 イオン盛岡南ショッピングセンターについてですけれども、事前の計画書というのは見るができなかったのですが、報告書だけ一ついただきまして、イオン盛岡南ショッピングセンターができる際に、盛岡中央卸売市場の方から、ある程度の地元商品の調達というのが計画の中に入っていたが、実際はそういったのがないということをお話を聞いているのですけれども、今回運用の一部見直して、その数値化、具体化をしていくということですが、地元商品の調達等を計画書では書いているけれども、報告ではそういったものがないという事例はなかったのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 個別には実施の有無とか、計画どおりやっているかどうかというところまでは確認しておりません。

○吉田敬子委員 盛岡南イオンショッピングセンターができる際に、ある程度、盛岡中央卸売市場からも調達していただけるという計画だったというお話でしたので、せっかく報告書があるのに、その辺がチェックもしされていないのであれば、今後は数値化、具体化をされていくということまでいくのかどうか。今後について、例えばパブリックコメントで市町村、商工団体から意見聴取されているということですが、そういったことの御意見等はなかったのか。それを踏まえて、今後どのようにお考えか所見を伺いたいと思います。

○山村経営支援課総括課長 地域貢献活動については、大規模な店舗が周辺の地域に一定の影響があるということで、地域とのかかわりをまとめて計画に出していただき、公表するという仕組みでございます。今回の見直しの中でも、計画がやや具体性に欠けていたりするという例があるものですから具体的に記載していただく。例えば、数値が出るような、地元の調達率とか、雇用率とか、そういった数字を記載していただくような形でガイドラインを見直したいと考えております。そういう趣旨を事業者にも御説明して、趣旨に沿った計画なり、活動を実際にしていただくように要請してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 調達率だけでなく雇用についても、ある程度継続してやっているだけの報告書なので、具体的にどのくらい地元雇用があるのかという部分についてもきち

んと報告書を出していただけるようにぜひ県でも御指導をよろしくお願いいたします。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○菅野教育長 お許しをいただきまして、このたび発生いたしました教職員の不祥事案について御報告を申し上げます。

先般県立一関第一高等学校に勤務する臨時職員、実習教諭でございますが、住居侵入の容疑で逮捕されるという事案が発生いたしております。当該事案は、この職員が同僚と飲食した後、酩酊状態となって住家に侵入し、トイレで寝ていたところで逮捕されたというものでございます。このほどの報道にもありましたとおり、既に不起訴が決定し、当該職員は釈放されておりますが、教職員の信用を著しく損ねる行為であったことは間違いなく、事実確認の上、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、大船渡市立越喜来中学校の教員が酒気帯び運転で検挙され、その事実を隠したまま無免許運転を続けていたという事案も発生いたしております。この事案につきましては、既に当該職員は懲戒免職処分といたしましたが、東日本大震災津波からの復興に向けて一丸となって取り組んでいる中、教職員としてあってはならない不祥事が続き、教育に対する信頼を裏切る事態となりましたことはまことに申しわけなく、この場をおかりしておわびを申し上げます。

教育委員会といたしましては、教職員の不祥事案が連続している状況にかんがみ、綱紀粛正の通知を発出したほか、各種会議や研修会等を通じて改めてコンプライアンスの徹底を図るなど再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましてもこうした状況を深刻を受けとめ、教育委員会全体が一丸となって県民の皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいり所存であります。大変申しわけございませんでした。

○高橋元委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費及び第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中21から32まで、2変更中4並びに議案29号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをごらん願います。議案第1号の平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）についてであります。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教

育委員会関係の補正額は10款教育費、3項中学校費739万円余を増額しようとするものがあります。その内容につきましては、お手元の予算に関する説明書の12ページで御説明申し上げます。

予算に関する説明書の12ページをお開き願います。10款教育費、3項中学校費、1目教職員費は公立中学校の事務の共同実施等により事務職員の業務が増加したため、超過勤務の実績に応じて手当を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）の6ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、1追加の表中、教育委員会の所管分は21の岩手県立県南青少年の家管理運営業務から、次のページの32の図書館運営業務までの指定管理者による管理運営業務等であります。

まず、22の岩手県立陸中海岸青少年の家管理運営業務についてであります。この施設の一部は現在山田町立船越小学校の仮設校舎として利用されているところでございますが、同校は来年度から新校舎で授業が開始される予定となっております。学校利用と一般利用の併存という特殊事情が解消されるめどが立ったことから、東日本大震災津波以前と同様に期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

また、その他の指定管理業務につきましては、既に指定管理者を指定している施設のうち、来年4月から予定されております消費税税率の改正に伴い、来年度以降の委託料が限度額を超える見込みになった施設について、改めて期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、8ページをお開き願います。2変更の表中、教育委員会所管分は4の特別支援学校施設整備であります。これは県立盛岡となん支援学校の校舎整備にかかる基本設計及び実施設計に時間を要し、来年度における設計の出来高がふえる見込みとなったことから債務負担行為の限度額を変更しようとするものでございます。

以上で予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○西村生涯学習文化課総括課長 教育委員会関係の指定管理者の指定に関する議案のうち、生涯学習文化課所管分について御説明いたします。

議案（その2）の27ページをお開き願います。議案第29号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。提案の趣旨、指定管理者の候補者の選定の経緯を含めまして、便宜お手元に配付しております資料、岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、2ページの資料でございますが、こちらによって御説明いたします。

初めに、1の提案の趣旨であります。平成26年4月1日からの次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者の候補者の選定の経緯であります。まず、（1）選定委員会の概要について、平成25年7月5日に外部委員5名で構成する教育委員会所管文化・社会教育

施設指定管理者選定委員会を設置しております。選定委員会は社会教育分野、学識経験者、施設管理分野、財務分野、施設運営分野の方々に構成され、文化・社会教育施設に関連する専門家を選考しております。

選定委員会は7月5日、9月10日、10月3日の3回開催しており、指定管理者の募集要項及び選定基準の策定、書類審査、面接審査を行い、指定管理者の候補者を選定したものであります。

次に、(2)の募集期間についてであります。平成25年7月11日に県公式ホームページなどを通じて募集要項の配布を開始し、7月11日から8月12日までの間を申請の受付期間としたものであります。この結果、(3)の申請団体数にありますとおり、1団体から応募があったものであります。

次に、(4)の選定方法についてであります。第1次審査として9月10日に申請書及び関係書類により資格審査を行い、申請団体が募集資格を満たしていることを確認し、その後、第2次審査として、10月3日に申請団体が提案する運營業務などの内容についてプレゼンテーション審査を行ったものであります。

次に(5)の審査結果についてであります。審査は主に①県民の平等な利用の確保、②効果的・効率的な管理計画、③管理を適正かつ確実に実施する能力といった観点から各選定委員が採点を行い、この評価点を総合して応募があった公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、審査結果につきましては、2ページ目の2、審査結果一覧のとおり、合計では500点満点中の443点となったものであります。

次に、1ページ目にお戻りいただきまして、3の指定する指定管理者の概要についてあります。まず(1)の指定する指定管理者の名称は、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団。次に、(2)の団体住所は、盛岡市みたけ一丁目10番1号。次に、(3)の指定期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであります。次に、(4)の指定の理由についてあります。当該団体の提案を審査しました結果、現行の管理受託者としての7年間の安定した実績のもと、職員が誠実に仕事に取り組んでおり、今後も魅力ある施設運営を進めようとする意気込みが感じられたこと。また、大震災津波により被災した小学校を受け入れながらの施設運営という特殊な状況の中、一般利用者と学校利用との調整を十分に行うなど、職員が円滑な施設運営のため真摯に取り組んでおり、今後も適切な運営が期待できるためと認められたことによるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 ただいまの御説明の議案(その1)の8ページで、県立療育センター整備の関係でございますが、先ほどの説明で限度額がふえるということでございますが、整備スケジュールがどのようになっているのか、お示し願いたいということと、あと、でき

れば整備するための基本的な考え方とか、整備機能の主な内容についてお願いいたしたい
と思います。

○堀江教育次長兼教育企画室長 ただいま高橋委員から県立療育センターの施設整備の
スケジュール等のお尋ねがございましたが、県立療育センターの所管は保健福祉部になっ
ておりまして、県立盛岡となん支援学校は、同じ敷地の中でこちらで整備させていただく
こととしておりまして、整備については一体的に行うということですが、スケジュールに
ついては私どもでお答え申し上げるわけですが、県立療育センターについては、
十分に承知しておりませんので、県立盛岡となん支援学校の整備ということでよろしゅう
ございますでしょうか。

○高橋昌造委員 結構です、それで。

○堀江教育次長兼教育企画室長 恐縮でございます。

○宮澤学校施設課長 それでは、県立盛岡となん支援学校の施設整備の関係について御説
明申し上げます。

まず、スケジュールでございます。今回債務負担行為補正の議案も提出されてございま
すけれども、平成 25 年度におきましては、今後プロポーザルによる業者選定を行うことと
なっています。年度末になるかと存じますが、基本設計、実施設計に入りまして、設計自
体が平成 26 年度末まで時間を要すると見込んでございます。平成 27 年度になりますけれ
ども、工事の入札の手続がございまして、議会承認が得られますと、11 月ころになるかと
見ておりますけれども、県立療育センター、県立盛岡となん支援学校ともに工事の施工に
入りまして、大体 2 カ年かかると見込んでございます。平成 29 年 10 月ごろに完成して、
開所する見通しとなっております。

それから、県立盛岡となん支援学校の概略をお答えしたいと思います。その特徴でござ
いまして、設計がまだこれからという段階でございますので、詳細につきましてはお答え
しづらい部分がございますけれども、バリアフリー、ユニバーサルデザインは当然のこと
でございますけれども、まず一つには、用地等の使い方についてですが、用地の余裕がな
いところに建つということがございますので、県立療育センター、県立盛岡となん支援学
校ともに用地の使い方をじっくり検討していきたいと。その中で、両方とも相互に高い密
接な関連性をもって使いやすいような建物ということでこれから計画を詰めていきたい
という段階でございます。

○佐々木特別支援教育課長 県立盛岡となん支援学校の移転についてでございますが、療
育センター内に県立盛岡となん支援学校の分教室というものが設置されておまして、本
校に通学している子供の 8 割が療育センターで治療あるいは訓練のために利用している
ということから、医療機関との連携体制や教育と福祉の切れ目ない円滑な支援体制を構築す
るということから、療育センターと一体となって移転をすることが必要不可欠である。よ
って、その療育センターの移転にあわせた分教室の移転にとどまらず、本校校舎も含めて
学校全体を移転することで考えているところであります。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。できれば県立盛岡となん支援学校と県立療育センターを一体にして整備して、今御答弁があったとおり、こっちは保健福祉部だ、こっちは教育委員会だということではなく一体となって進めていただきたい。

それから、開校が当初 29 年 4 月というのが今度は 10 月になるのですね。その理由は何なのでしょうか。支援学校なり支援学級について、今いろいろ言われているときに、なぜ延びるのか。それから、今の答弁をお聞きしていると、敷地に対しても非常に窮屈だと。そういうものをつくって、果たしてこれからの特別支援教育の拠点施設でもあるわけなのですよ。果たしてセンター機能なり、学校の機能がうまく発揮できるかどうか心配になってくるのです。

そこでもう一度、当初の平成 29 年 4 月からおくれる理由、それから規模に合わせた敷地の確保がなぜできないのか、お伺いしたいと思います。

○宮澤学校施設課長 計画がおくれる理由でございますが、一つには、関連性の高い分野ということで、施設の内容の計画に非常に時間を要しているところが一つでございます。

もう一つは、岩手医科大学病院との連携もございまして、施設のありようについて、時間を要している、検討を要しているということになってございます。そういったことからプロポーザルを経て、設計に時間を要するという部分もございまして、また非常に事業費が多くなってございますので、WTO の関係の手續も出てございます。そういった手續を経て工事に移るといっても出てまいりましたので、工事がおくれてしまっているという状態でございます。

それから、用地の関連でございます。これは、一体的に岩手医大の附属病院の敷地内に建設するということがございまして、敷地の面積にも限りがございます。そうしたことで、岩手医科大学との連携も考慮しながら移転することに決定された経緯もございまして、今後は敷地を有効活用するということで、できる限り使い勝手のいい施設ということで検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋昌造委員 それで、実は、きょう後から御説明があると思うのですが、このいわて特別支援教育推進プランというのは、私これ見せていただいて素晴らしい内容だと思うのです。それで、やはりこういうことを一つ一つ進めていくためには、今の県立療育センターの整備、支援学校の整備を一体となってやるのは非常に大事なことだと思うのです。

そこで教育長お伺いいたしますが、いろんな事情があろうかと思いますが、このプランの中核をなすものでございますので、できれば前倒しをして、まだ時間があるわけですので、当初計画の平成 29 年 4 月からスタートできるように取り組んでいただきたいということで、教育長の決意のほどをお聞きして終わります。

○菅野教育長 ただいま申し上げましたとおり、初めての医療と福祉と教育が一体となった施設整備です。重い障がいを持たれたお子さんもおられますので、病院がすぐ近接する場所にあることは非常に安心感があります。また今回、県立療育センターについては、まだ本県では対応できていない特に重い障がいを持たれたお子さんに対する対応も保健福

社部で検討されています。したがって、それに対する教育ということもございますので、本県初めての医療と福祉と教育が連携した施設になります。ですから、本当にいい施設をつくりたいということで医療関係者、福祉関係者ともどもいろいろな検討を進めてございます。そういったことで、若干のおくれが出ているところでございますが、非常に期待されている施設だと存じますので、私どもも医療関係者、福祉関係者と一体となって一日でも早い開設に向けて努めていきたいと思っております。

○**齊藤信委員** 私は超過勤務手当についてお聞きしたいと思います。739万円余の超過勤務手当の補正になっていますが、超過勤務が発生した理由、対象人員、超過勤務の実態を示してください。

○**戸館教職員課総括課長** 今回の補正をお願いしている超過勤務手当の予算でありますけれども、これ中学校の事務職員にかかるものでございます。教育事務所との交流によりまして、小中学校の事務職員の超過勤務につきまして、昨年からの増加傾向にあるという情報提供がありまして、実態を把握するために調査をいたしました。6月と9月に2回にわたって調査いたしました。その結果、中学校において予算が不足する見込みとなったものでございます。小学校、それから県立学校事務局につきましては、現予算で対応できるものとなっております。

中学校で超過勤務手当が増加している主な理由でありますけれども、平成18年度から野田村を除く全市町村で、小中学校における事務の共同化というものを実施しております。これは、小中学校の事務職員は1人しか学校に配置されていないのがほとんどでありまして、いわば経験が浅い職員が配置された学校、それから学校によって例えば手当の認定でも件数が大きく違いますので、そういったところの事務処理の平準化、適正化を図るということで、幾つかの学校の事務職員が月に何回か集まって、共同で事務処理をするということをやっております。

その事務の共同実施が定着しているわけですが、手当の認定事務に加えて、例えば部活動指導業務等の勤務実績の確認事務ですとか、新採用の事務職員あるいは臨時的な事務職員の指導事務など事務処理の適正化というのもあわせてされておまして、特にも共同実施グループに総括となる取りまとめの職員を定めていますけれども、その職員の業務量が増加しており、その部分の予算が不足になるということで、今回増額しようとするものでございます。

超過勤務の実態ということでありましたけれども、中学校分で申し上げますと、この4月から9月までの1人当たりの時間数を見ますと、平均で月7.1時間という状況でございます。ちなみに、小学校は5.9時間、県立学校は5.3時間という状況でございます。

○**齊藤信委員** それで、県立学校の教職員の勤務実態調査というのをやられたと。県立学校の教職員の超過勤務の実態を詳しく示していただきたい。

○**戸館教職員課総括課長** 今委員の御質問にありました勤務時間の状況でありますけれども、教員にかかる部分でございます。県教育委員会では、平成22年4月から県立学校

において、時間外勤務の状況を調査しておりまして、平成 24 年度の年間 1 人当たりの平均時間は、高等学校で 32.6 時間、特別支援学校で 6.7 時間、県立学校全体で 25.8 時間となっております。

○**斉藤信委員** 詳しくと聞いたのにあっさり答えるからだめなのですよ。詳しく聞きますよ。月 80 時間を超えた教員は何人、何%、100 時間を超えた教員は何人、何%いましたか。

○**戸館教職員課総括課長** 年間の調査対象人数、延べ人数から割り返して割合を出しておりますが、時間外勤務が 80 時間を超え 100 時間までの職員数が、これはおよそ 166 人程度、全体の 6%。それから時間外勤務が 100 時間以上の職員数がおよそ 198 人、7.1%程度と試算しております。

○**斉藤信委員** 私はこれを聞いてびっくりした。月 80 時間というのは過労死ラインですよ。100 時間を超えた人が 198 人で 7.1%、80 時間、これ足しますと 364 人、13%ですよ。7 人に 1 人ですね。80 時間以上ということになると、直ちに是正しないと、いつ過労死が起きてもおかしくないという勤務実態なのですよ。教育長も承知していると思うけれども、この深刻な実態についてどう受けとめていますか。そして、その主な要因は何なのか。どう改善しようとしているか示していただきたい。

○**菅野教育長** 昨日の一般質問でもお答え申し上げたとおりでございますが、私どもとしても深刻に受けとめてございます。それぞれ多い要因を聞いてみますと、一つは部活動指導、それから進学対策、そういったものでどうしても子供たちのためにという思いで先生方が頑張っていらっしゃるところが非常に散見されますし、教員から聞いて、負担感を持っておりますのは、子供たちのためにというのは先生方ですので頑張るのですが、会議ですとか、復命とかを含めて事務処理が非常に負担感を持っているという実態が明らかになってございます。

したがいまして、それぞれの学校でどういうふうに関心を持って取り組むかということ、単なる調査だけではなくて、学校と一緒に考えよう、現場と一緒に考えようということで、ことしからそれぞれ職員を各学校に派遣いたしまして、一緒になって取り組む活動を今実施しているところでございます。したがいまして、やはり子供たちが目の前にいるということで、一挙に、即やめろというふうになるのか、ならないのかという議論はありますが、ただ少しでもこれが解消できるように私どもとしても努めていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 教育長は目をそらして答えているものね、全然かみ合わないですね。80 時間以上というのは過労死ラインなのですよ。100 時間は率直に言っていつ過労死になってもおかしくない事態ですよ。土日も休めない状況ですよ。そういう点でいくと今改善できるものはすぐ改善するという、そのぐらいの決意で臨まなかったら深刻な事態ですよ。

それで、私は小中学校もどうかと思って盛岡市に聞いてみました。盛岡市も調査をしていました。盛岡市の小中学校は、100 時間以上勤務したのは 58 人いました。小学校 6 人、中学校 52 人。盛岡市の調査では、小学校の場合、教員の平均は 39 時間、中学校は 59 時間。

ところが、持ち帰り時間というのがあるのですよ。家庭に持ち帰ったのが、小学校が教員で27時間、中学校で11時間ですよ。高校よりも大変ではないかと思って、私は本当に驚いて、今教員をめぐる状況というのは、これでは、いじめが起きたって対応できません。多忙化という問題は子供の命がかかっている問題だと思いますよ。そして、本当に教員の命と健康がかかった問題ですよ。教員をふやすとか、先ほど教育長が言われたけれども、事務処理が負担だというなら、思い切って事務処理を軽減するとかということをやりがら解決しないと。何かいろいろ学校から、協議して、相談してなんていうね、危機感が足りないと思いますね。異常な事態についての認識が足りないのではないかと、改めてお聞きします。

○菅野教育長 最終的には、委員おっしゃるとおり、学校にどうやって人をふやすかというのが最大の眼目だろうと思っています。東日本大震災津波を踏まえて、国にお願いして加配もいただきながら、一生懸命に人の配置を行ってございます。また県単によって、特に中学校の生活サポートを含めて、いろいろな措置を講じているところでございます。基本は教職員定数の改善が最大の眼目であろうと。私どもとしても、国に対して再三いろんな機会を通じて要望しています。ただ、国の内部でも教職員定数を減らそうという動きもございますので、この辺については、ぜひとも一緒に取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

○斉藤信委員 現状を隠さないで、この深刻な実態を社会にアピールする必要があると思いますよ。

盛岡市の小中学校の実態も調べて驚いた。高校はひどいなと思っていたのだけれども、調べて聞いてみたら、小中学校は、例えば中学校は時間外勤務が月59時間で持ち帰りが11時間でしょう。そうすると月平均70時間ですよ。小学校の場合は持ち帰りが多いのですね、39時間と27時間ですから、66時間。こんなに稼いでいたら子供に寄り添うなんていう余裕がなくなると思います。だから、子供が犠牲者なのです。本当に子供を大切にしたい、今深刻ないじめとか、学校が一丸となってやるというときに全然余裕がない。

そういう意味で、せっかく皆さんが調べて、実態の一端が明らかになった。市町村教育委員会でも小中学校の先生方の調査もやっている、これしっかり受けとめて。

私は、県庁で聞いたのですよ、100時間を超えているのが何人いるかと。1桁です、5,000人いる県庁の中でそのくらいですよ。県庁も毎日、こうこうと毎日明かりがかかって大変だと思っていたら、正確に超過勤務が反映されてないかもしれない。それにしても、それと比べて先生方の超過勤務、多忙化というのは余りにも異常だと。だから、その異常さをしっかり受けとめて、教育長が言われたようにすぐ解決できること、手をつけられること、こういう実態だということで、基本的には教職員定数の改善を文部科学省にもアピールする。岩手県だけではないと思うのです。この実態は全国共通しているのだと思うのですよ、多かれ少なかれ。そういうことを示していけば、厚生労働省、労働基準監督署だって放置できませんよ。80時間、100時間なんていうのは、訴えられたら終わりですよ。そういう

状況だということをしっかり受けとめて、最後に具体的な問題、何からどう具体的に、今検討し、改善しようとしているか、教職員課総括課長から聞いてこの問題は終わります。

○戸館教職員課総括課長 教員が時間外に勤務しているその内容というのは、さまざまなものがあります。先ほど教育長からお話し申し上げましたとおり、部活の指導でありますとか、進路指導でありますとか、そういう教員が本来生徒のためにと考えてやっていること、それからそれにさまざまな部署で割り当てられている仕事だとか、そういうものがございまして。現場に入っているいろいろな教員の話聞いても、部活の指導が大変でそこをカットしたいとか、そういう話はございません。さまざまな事務的な部分で大変苦労しているので、そこを改善してほしいという要望がほとんどであります。

私どもでは、今年度から私費会計を担当する非常勤職員を配置しまして事務処理を教員にかわってやるという、このような仕組みも入れております。

それから、校務分掌の統廃合、こういった取り組みもしております、一定の効果があるというところで、教員からも評価がありました。ただ一方では、多様な事務的な業務への対応といったところがなかなか軽減されないと、こういうところが見られたところでもあります。今後、各種の調査あるいは会議、研修の見直しなど、特にそういった事務的な業務の効率化を図るということと、いろいろインタビューしている中で、いい取り組みだと思われるような事例もありますので、そういったものをできるだけ共有化をして、業務改善を促進して負担軽減に努めて、教員が本来の児童生徒と向き合う時間をしっかりとれるように取り組んでまいりたいと思います。

○小西和子委員 この際でやろうと思ったのですが、出ましたのでここでやらせていただきます。私も教職員の休職についてと多忙化解消について質問したいと思っておりましたので、この場で質問いたします。

まず、今年度の現職死亡は何人でしょうか。それから、恐らく県立学校しかわからないと思いますが、14日以上休職した県内の教職員の人数。もし小中学校がわかれば校種別に。それから、精神疾患で休職している教職員の人数と割合、それから精神疾患罹患の要因、先ほども二、三出されましたけれども。

それから気になることですが、震災を起因とする病気療養状況、休職状況。大分改善されたとは聞いておりますけれども、まずこのことについてお願いいたします。

○戸館教職員課総括課長 まずは教職員の現職死亡というお尋ねでございましたが、今年度は5名が現職で亡くなっております。

それから、14日以上療養した県内の教職員の数ということですが、校種別に申し上げますと、小中学校分については、市町村教育委員会の所管でありますので、把握できておりませんが、県立学校と事務局分についてお答えしますと、9月30日現在、上半期で事務局では4人、県立学校で59人と把握しております。

続きまして、精神疾患で休職している教職員の人数、割合ということですが、9月30日現在の休職者数は事務局で一人、うち精神疾患の方はゼロ、県立学校では18人、うち精

神疾患が 11 人、それから小、中学校が 42 人、うち精神疾患が 23 人という状況でありまして、全体で 61 人の休職者中、精神疾患が 34 人で 55.7%の割合となっております。

その罹患の要因ですが、人間関係、職場環境、性格、家庭環境とさまざまな起因がありまして、これらが複合されている場合もあると推測されております。

それから、震災起因の病気療養の状況ですが、発災以降 2 週間以上連続する病気休暇を取得した方が 14 人おりました。うち休職となった方は 4 人という状況でありましたが、このうち 3 人が退職し、11 人が復職しております。本年 4 月 1 日時点で震災を起因とする継続療養者はゼロという状況になっております。

○小西和子委員 ありがとうございます。非常におかしいなと思ったことをお伺いしたいと思います。それは、人事委員会の職員の給与等に関する報告でございます。最後のページに、第 30 表、精神疾患による長期療養者数の推移ということで、平成 24 年は 45 人とあります。ところが、昨年までの資料には、平成 23 年 83 人とありました。平成 21 年 93 人、平成 22 年 99 人、平成 23 年 83 人とありました。なのに、ことし出された報告には、平成 22 年 42 人、平成 23 年 45 人、平成 24 年 45 人とありますが、これには教職員分が含まれているのでしょうか、どうですか。

○戸館教職員課総括課長 人事委員会の報告された数値でありますけれども、今年度の報告分から小中学校の教員分を除いた数字になっているということでございます。人事課が所管する部分ではないという意味で除いているということですが、今年度から省いたということでございます。

○小西和子委員 去年まで入っていたのに、なぜことしから除かれたのかということは聞いてないでしょうか。

○戸館教職員課総括課長 申しわけございません、今申し上げましたとおり、今年度の健康管理を所管するところが、小中学校の場合は市町村の教育委員会ということで除外したというふうに聞いてございます。

○小西和子委員 それでは、仮に昨年度までと同じように平成 24 年に小中学校分を足したとしたら何人になりますか。

○戸館教職員課総括課長 大変申しわけございません、数字を整合させられるようなデータが今手元にございませんで、詳細お調べした上で対応したいと思います。

○小西和子委員 それでは、後で知らせてください。このように数値が、小中学校の教員分が全体の半数以上に当たるのです。どんどん数字がふえてきたということで、カットされたのかなと思っております。

では、本題に戻りますけれども、このように長時間労働等で精神も身体も痛めつけられております。先ほど斉藤信委員も話をしましたけれども、多忙化解消に向けて本腰を入れなければ大変なことになると教職員全体で捉えております。実態については県立学校のアンケート調査等で先ほどお話がありましたので、もしも多忙化の実態の捉え方についてプラスすることがあったらお聞きしたいと思います。たしか教職員の負担軽減に向けての提

言というのを一緒につくりまして、取り組んでいくということだったはずですが。先ほど戸館課長から取り組んでいる内容についてもありましたけれども、どのように取り組まれて、どのように検証しているのかということがありましたらお知らせください。

それから、労働安全衛生管理体制の整備、県立学校はすべてつくっている、すべて機能しているという答弁をいただいておりますが、実は全く実効性のないものであるということが現場から上がってきております。小中学校は、50人以上でなければつくる必要がないような答弁をいただいておりますけれども、やっぱりこのような体制でありますので、盛岡市でつくっているように各教育委員会で安全衛生委員会をつくることと、あとは小中学校にも健康について協議する組織をつくるべきだと考えます。まず、ここまでお願いいたします。

○戸館教職員課総括課長 多忙化に関する時間外勤務の実態等の数字につきましては、先ほど齊藤委員の質問にお答え申し上げましたとおりでございます。

負担軽減に向けての提言を踏まえて、これまで取り組んできたことの検証というお話がありますが、今年度実施いたしました学校訪問による聞き取りでは、私費会計を担当する非常勤職員の配置、部活動の休養日の設定、校務分掌の統廃合などの取り組みによって教職員の勤務負担軽減に一定の効果があらわれていたことが認められました。一方では、部活の指導や課外授業の対応、多様な事務的業務の対応など、教職員の勤務負担の軽減が容易でない事項も見られたところであります。

また、今年度、県教育委員会におきましては、各学校が見通しをもって対応できるようというところで、これは事務的な処理の部分になりますが、事務局の各室課において照会文書等が重複することを避けるための参考として、調査照会文書や会議、研修についての年間計画を作成して、各学校あるいは事務局各室課に周知をしているところであります。今後とも事務的業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

それから、安全衛生管理体制でありますけれども、県立学校におきましては50人以上の教職員が勤務する全ての学校、48校に衛生委員会が設置されております。小中学校におきましては50人以上の規模の事業所、学校が1校あり、衛生委員会が設置されております。これらの学校におきましては、衛生委員会が年一、二回程度開催されておまして、メンタルヘルス対策や健康診断結果などについて、管理職、衛生管理者、職員団体の代表者に産業医を交えて、審議し情報共有することによって教職員の健康の保持増進に努めているところであります。

県教育委員会といたしましては、衛生委員会が設置されている学校も含めて県立学校、各市町村教育委員会に対しまして、労働安全衛生管理体制の整備について助言するとともに、県の体制や取り組みの紹介などを行っているところであります。今後におきましても、衛生委員会、衛生委員会が設置されていないところは衛生推進者を配置することになっておりますので、引き続き指導、助言するとともに、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

○小西和子委員 教職員課では一生懸命、多忙化を解消するために努力されているということをお聞きしておりますし、実際に職場からもそういう声が上がっております。ただ、一方で、学校教育室では、例えば学力向上だ何だと、片方で一生懸命にセーブしている、こっちでは仕事をふやすことになっていますよね。

そこで、県教育委員会の中に多忙化解消、安全衛生体制の確立、健康保持のための一元管理組織を確立すべきだと思うのです。それは、教育長とか次長がトップになってやるべきだと思います。でないと、一生懸命に戸館総括課長初め教職員課の皆さんが各校を回って業務を精査するような努力をしても、国公立大学に何人入れたの、何だのと圧力をかけて、学校教育室ではいろんなことをやらなければならないことになれば、なかなか効果は上がらないと思います。

今、盛岡市近辺の小中学校の先生の平均年齢は47歳と高齢化しているわけです。若いときだったら無理がきくけれども、今はなかなか徹夜はできない人たちがすごく大勢ふえております。若い人が欲しいといっても若い人は採用されないというので、老体にむちを打って頑張っているよなんてみんな言っていますけれども、本当にこのままの働き方が続いていると、一人倒れると、ドミノ倒しで職場の中が大変なことになりますので、ぜひ県教育委員会が本気になって、教育長、次長がリーダーシップをとって多忙化解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。これは約束していただきたいと思います、教育長お願いします。

○菅野教育長 学校教育室が随分悪者になっておりますが、学校教育室そのものも岩手の子供たちをどう育てるかということで、いろいろな施策を考え取り組んでいるところでございますし、また一方で、学校教育室の職員も同じ教員でありますので、学校現場のことを考えながら仕事をしていてと思っています。何よりも教員の多忙化解消というのは、教育委員会挙げてのプロジェクトとして行っています。たまたまそれを教職員課が担当しているということではありますが、その状況については教育委員会内部で共有を行いながら、どう学校を支援していくかということで、教育委員会一体となって取り組んでおりますので、今後とも教育委員会の重要な課題として取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 先ほどの質疑でも、県立学校の教員の超過勤務の異常な実態を指摘しました。補正予算は事務局職員の超過勤務手当ということで出ていますが、教員の場合には超過勤務という概念がないために、調整手当で出ているのは平均すると5時間程度です。ですから、あとは不払い残業になっているという、こういう事態なので、厳しく指摘をしましたが、真剣に教員の超過勤務の解消、とりわけ過労死ラインを超える異常な超過勤務に

ついでに具体的な改善策を必ずとるように強く求めて賛成します。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 18 号岩手県立高田高等学校校舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○宮澤学校施設課長 それでは、議案（その 2）の 16 ページをお開き願います。議案第 18 号岩手県立高田高等学校校舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。便宜お手元に配付してございます議案第 18 号関係資料、工事の概要により説明をさせていただきます。

今回議案として出しておりますのは、工事のうちの建築の部分で、4 月以降入札不調となっておりましたが、今般落札者が決定したことから契約しようとするものであります。冒頭の用地の状況、計画配置図、校舎のイメージは移転後の状況でございまして、被災前の校舎の北側にある高台に建築するものでございます。

所在地は、陸前高田市高田町地内でございます。契約金額は、消費税込みで 18 億 252 万円。設計金額も同額で、請負率 100%でございます。請負者は株式会社平野組・株式会社社長谷川建設特定共同事業体でございます。

工事概要でございますが、校舎・産振棟が鉄筋コンクリートづくり 4 階建て、延べ床面積 7,132.72 平方メートル。第二体育館・柔剣道場・防災対応施設が、1 階部分は鉄筋鉄骨コンクリートづくり、2 階が鉄骨づくりの 2 階建てでございまして、延べ床面積 1,471.95 平方メートル。実習棟は鉄骨づくり 2 階建て、延べ床面積 487.33 平方メートルでございます。

工期は 440 日間で、平成 25 年 12 月から平成 27 年 2 月までとなります。全体スケジュールは、現在第一体育館を工事中でありまして、平成 26 年 2 月完成予定でございまして、校舎・産振棟ほか主要施設につきましては、平成 26 年度末までに完成する予定であります。以上の内容によりまして、岩手県立高田高等学校校舎新築（建築）工事の請負契約を締結しようとするものでありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○飯澤匡委員 7 月から不調が続いていたのがやっと決まったということで、地域の方々にとっては一安心だと思っておりますが、まず質問の第一は、ここに契約の工期がありますが、不調が続いてきた影響は平成 28 年に移転開校ということで、スケジュール的に

は変わりなかったのか。

それから当初の契約金額、もしくは工事概要について、7月に公示をしたときから何か内容に変更があったのかどうか。

それから、もう一つは来年以降材料費がかなり高騰するような工事関係者のお話がありますが、あくまで推測の段階ですが、後にこの単価が調整になるようなことは、そのような事態になった場合にどのように対処していくのか、その3点についてお伺いします。

○宮澤学校施設課長 ただいまお尋ねございました工事の内容の、当初時点と今回の落札時点との違いでございますけれども、当初は、校舎のみを単体で契約しようとした、入札しようとしたものでございます。

今回、落札時点におきます内容でございますけれども、事業の規模が小さいのではないかとといったことも入札不調の原因ではないかという考えがございましたので、校舎・産振棟にあわせて、別契約というか別工事で発注する予定としておりました部分、第二体育館と実習棟もあわせて工事の規模を大きくしたということがございます。

もう一つ、建設費の単価の問題がございました。入札不調が2回続いたこと、実勢単価の問題もございましたので、県の設計単価が5月から8月にかけて上がってございますので、設計単価の見直しの部分を反映させたと。それから資材費の関係も上がってございましたので、資材費の高騰という部分も一緒にするという事で事業費が変更になっているものでございます。

不調の結果、工事スケジュールに影響があるかということでございますけれども、確かに全体として工事スケジュールが3カ月から4カ月おくれてございます。そうしたことで、終了時点は同じということなのですが、工事のスケジュールが非常にタイトになっている部分がございます。この点につきましては、今後の着工におきましても技術者の確保あるいは資材の確保が懸念されるところでございますが、工事請負業者と連携をいたしまして技術者の確保あるいは資材が順調に調達されるように適切に対応してまいりたいと考えてございます。

それから、もう1点ございました。今後、資材費あるいは人件費等の高騰についてでございますけれども、3カ月ごとに県営建設工事の単価の見直しがなされてございます。それから、人件費の高騰、あるいは人材を調達するためにかかり増しの経費が発生すること等がございますけれども、そうしたものにつきましては、後日精算が可能な制度となっております。そういったものを活用して、高騰分についてはできるだけ圧縮するようにしたいと。さらに、大幅な技術者や資材の不足も懸念されるところでございますので、そのあたりにつきましては今後情報の共有、収集を通じまして、なるべく早い時点で察知するというふうなことで適切に事業の内容を見直すというようなことを特に進めて、対応していきたいと考えてございます。

○飯澤匡委員 わかりました。先般陸前高田市を訪問して、市長ともお話ししてきましたが、この件については大変心配しておりまして、今の中学生に、どういう校舎になるのか

という部分も大事なファクターですので、中間の施工管理もしっかりしていただきながら万全を期してスケジュールどおりに進めるようお願いして終わります。

○**斉藤信委員** やっとうこういう契約案件も出されたということで、その点ではほっとしているわけですが、使えるのは平成 28 年度ですね。全体、例えば第一グラウンドの整備はどうするのか。恐らく被災した校舎跡地が第一グラウンドということになるのではないかと思います。また、第二グラウンドは今仮設住宅ですから、公営住宅とか高台移転の動向を見ながらどうするかということになると思いますが、平成 28 年度までは、第一グラウンドの整備はやられるのか。第一体育館は今年度中にできると思いますけれども、こういった形で活用するのか。

それと今 15 学級で 40 人ですから、バス 8 台ですか 10 台ですか、かなりの生徒が大船渡市立根町の昔の大船渡農業高校に毎日行っていると思いますけれども、校舎はできたけれども、グラウンドができないということになれば一体的な教育活動ができないわけで、そこらの全体像を示していただきたい。あとバスで通学している人たちは何人ぐらいいて、バスが何台出ているか、あとはクラブ活動の配慮とか、課外授業の配慮だとかはどうなっていますか。

○**宮澤学校施設課長** まず、グラウンドの問題でございます。ただいま御指摘がございましたとおり、確かに第二グラウンドにつきましては、現在仮設住宅が建っております。また、旧校舎が建てられました第一グラウンドでございますが、現在陸前高田市の区画整理事業によりまして、グラウンドが使用できない状況になってございます。この辺の対応策でございますけれども、まず第二グラウンドにつきましては、仮住宅設の引っ越し状況次第ということになります。現在の旧第一グラウンドの部分につきましては、現在陸前高田市の協力によりまして区画整理のための試験盛り土を実施してございます。この部分につきましては、平成 26 年度に仮設グラウンドの整備を行いまして、新校舎移転後の教育活動に支障のないように整備してまいりたいと考えてございます。

第一体育館の活用方法でございます。最初にできる施設でございますが、まだ学校の本体が移転するのにやや時間があるということでもございました。この点につきましては、まず卒業式をやるかやらないかということもございしますが、学校と詰めてまいりたいと。

それとその後の利用方法でございますが、一つには仮設住宅にいらっしゃいます地域の住民の方々等の体育活動の場として広く活用していただくと。学校の管理下でございますが、そういった形で開放すること等も検討してみたいと考えております。

○**富士特命課長** 高田高校の通学のバスですが、毎日 8 台運行していただいております。なお、利用している生徒数は 400 人程度でございます。部活動に配慮した形で、一番遅いバスは学校を夜 7 時に出発するので、一応部活動には対応した形になっているということでございます。土曜、日曜につきましても、学校の要望に対応した形で随時運行していただいておりますので、生徒に不便を強いている状況にはないと思っております。

○**斉藤信委員** 第一グラウンドについては、試験盛り土で平成 26 年度に仮設グラウンド

として整備すると。ほとんどグラウンド整備完了と見ていいのですか。

あと第一体育館なのだけでも、日中は仮設住宅の住民に開放するとして、クラブ活動で夕方から夜は活用するということになるのでしょうか。それともそういうのは難しいのですか。

○宮澤学校施設課長 その点につきましては、現在高田高校がごぞいます大船渡市と若干距離もごぞいますけれども、移動手段が当然必要になってまいります、せつかくできた施設でございますので有効活用というようなことから利用方法につきましては学校側とよく協議いたしまして、効率的な試みを心がけてまいりたいと思っています。

○斉藤信委員 本当に厳しい条件の中で、高田高校の女子バレーボール部は全国大会に出場するとか、大変な努力をされていると思うので、幸い第一体育館は今年度中には完成すると。さまざまな手立て必要だと思うのだけれども、ぜひ有効活用して一日も早く、そして全体的にどんなに遅くとも平成 28 年度には完結型で整備されるようお願いしたいと思います。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわて特別支援教育推進プランについて発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木特別支援教育課長 いわて特別支援教育推進プラン、平成 25 年度から平成 30 年度について御説明申し上げます。資料につきましては、いわて特別支援教育推進プラン本編と概要をまとめた概要版をあらかじめお配りさせていただいております。

はじめに、いわて特別支援教育推進プラン、平成 25 年度から平成 30 年度の策定に当たりましては、前推進プランが平成 24 年度に終了することを受け、昨年度より次期推進プランの策定作業を進め、平成 25 年 7 月 12 日から 8 月 12 日までの 1 カ月間、パブリックコメントとして意見公募を行うとともに、県内 6 カ所で地域説明会を開催し、125 件の御意見を頂戴しております。これらの御意見を踏まえ、外部有識者から成るいわて特別支援教育推進プラン策定検討委員会で御検討いただきまして、平成 25 年 11 月 18 日の県教育委員会

議において議決をいただいております。

それでは、お手元にお配りしております概要版によりまして御説明をさせていただきます。初めに、本推進プランの構成でございますが、Ⅰ、推進プランの基本的な考え方、続いて同じくⅡ、現状と課題、そしてⅢ、施策の方向性の三つの章で構成しております。概要版の左側をごらん願います。

まず第Ⅰ章、推進プランの基本的な考え方、これは総論部分でありまして、策定の趣旨、国の動向、県の取り組みを整理いたしました。プランの性格につきましては、国や県の流れを受け、また県教育委員会のもろもろのプラン等の整合性を図りながら前推進プランの基本理念である、ともに学び、ともに育つ教育の実現を継承し、また前推進プランで残された課題や継続的に検討を要する課題について再構築し、目指す姿に結びつくよう着実な推進を図るものでございます。なお、プランの期間につきましては、平成30年までの6年間としますが、国の施策や社会情勢の変化など特別支援教育を取り巻く環境の変化によっては、期間内でも適宜見直しを行うこととしております。

次に、資料の中ほど、上段をごらん願います。Ⅱ、現状と課題ー前推進プランの実行状況と課題ーにつきましては、平成24年12月、公立幼稚園、公立小中高等学校、そしてその保護者、各市町村教育委員会を対象に、前推進プランの評価にかかる調査として6つの項目について調査を実施いたしまして、その結果を踏まえ、残された課題について整理し、まとめたものでございます。

前推進プランで残された課題といたしましては、主な事項を説明いたします。1、就学前における特別支援教育から、3、高等学校における特別支援教育に共通の課題といたしましては、個別の教育支援計画の作成が十分な取り組みとなっていないこと。次に、3、高等学校における特別支援教育と、4、特別支援学校における教育にかかわる課題としては、生徒への進路支援の充実が挙げられました。次に、5、特別支援教育研修につきましては、これまで特別支援教育の基本的な理解にかかる研修は実施してまいりましたが、さらに各校種の実情に応じた実践的な研修となるなど研修内容の充実が課題として挙げられております。あわせて、6、県民と協働した特別支援教育体制づくりにつきましては、共生社会の形成のため、県民、地域住民の理解を得る必要があることなどが挙げられました。

このように前推進プランにつきましては、さまざまな施策を実施してまいりましたが、本推進プランでは、さらにこれらの残された課題につきまして継続的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、資料中央のⅢ、施策の方向性について御説明いたします。前推進プランにおいて残された課題と、国の動向や県の施策を踏まえ、つなぐ、生かす、支えるという三つのキーワードで整理し、キーワードごとに施策の方向性と具体的な取り組み内容を記載しております。

キーワード1、つなぐでは、特別な支援を必要とする子どもが地域の中で育ち、みずか

らの能力を十分に伸ばし自立していくため、早期から関係機関とどのようなツールを用いていくかということでまとめたものでございます。施策の方向性、早期からの教育相談、支援体制の整備においては、就学指導のためのガイドラインの改訂。また、方向性2点目の卒業を見据えた支援の充実においては、卒業後も一貫した指導支援が受けられるよう就学支援ファイル、個別の教育支援計画の作成、活用促進を図りたいと考えております。

次に、キーワード2、いかすでは、各校種における指導・支援の充実を図る取り組みはどうあればよいかということでまとめでございます。方向性といたしましては、地域資源を活用した指導・支援の充実、特別支援教育エリアコーディネーターの配置による市町村教育委員会への支援を初め各市町村教育委員会、県立総合教育センター、各校種、関係機関等と連携し、多様なニーズに対応した指導・支援の充実を図りたいと考えております。

キーワード3、支えるでは、教育環境の充実、県民理解の促進ということでまとめさせていただきました。施策の方向性、教職員等の専門性の向上は、従来からの取り組みを継承しつつ、二次的な障がい未然に防ぐために必要な内容を盛り込むなど、より充実した研修となるようにしていきたいと考えております。また、多様なニーズに対応した教育諸条件の充実、共生社会の形成に向けた県民の理解・啓発にかかる取り組みでは、各校種における教育諸条件の充実や特別支援教育にかかる講演会等を実施し、障がいや特別支援教育の理解啓発に努め、共生社会の実現に向けた機運を醸成していきたいと考えています。

以上でいわて特別支援教育推進プラン、平成25年度から平成30年度についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありますか。

○神崎浩之委員 今回の特別支援の推進プランであります。一つは、はじめにのところに、インクルーシブ教育の推進というのがあります。インクルーシブ教育と特別支援学校をつくってということで、このあたりについてはどのようなすみ分け、整理、方向性を持っているのかをお聞きしたいと思います。普通の学校、普通の学級で教育を受けられる。一方、専門機関をつくってということで、どういう整理で考えられているのかというのが一つです。

それから、教育現場というのは、一回学校のシステムに入ると卒業してからの大人社会との関係とか、入学前までの地域との関係とか、そういうところとなかなか連携がとれていないと言われております。福祉関係などがそうなのですが、子供が生まれて、市町村の保健、福祉関係等の中で育ち、学校に入ると、なかなか連携がとれていない。そして卒業間際になって、あとは地域でよろしく願いしますというようなことがありまして、これを見ていると、地域との連携ということがなかなか見えてこない。学校の中で、教育界の中で完結しようという感じがするわけですが、その2点についてお聞きいたします。

○佐々木特別支援教育課長 初めに、2点目の教育と福祉のつながりと言ったらいいでしょうか、そのことについてお答えさせていただきます。特別支援学校の専門性というものは、子供あるいはその保護者のニーズを的確に把握して、指導、支援していくというもの

ですが、さらに学校と社会の間の連続性のある支援が大切と思っております。次期推進プランでいいます、つなぐというキーワードのもと、学校がただ単に学ぶ場というだけではなく、つなげる場、つなげる機関としても、学校内だけの支援だけではなくて、地域の障がい者就労支援センターとかハローワーク、自立支援協議会など、福祉、保健、労働等と連携した継続性のある支援が求められていると思っております。個別の教育支援計画あるいは就学支援ファイルというようなものをツールといたしまして支援会議等、共通理解、連携が図られるよう県としても認識を強く持っていきたいと思っております。

それから、1点目の特別支援教育とインクルーシブ教育との関連についてでございますが、平成24年の7月でございました、文部科学省の中央教育審議会、初等中等教育分科会、特別分科会より共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が発表されたところでございます。特徴的なものとしては、就学相談あるいは就学先決定にかかわって、現在の一定程度の障がい有する生徒については、原則特別支援学校に就学するということがあったわけですが、この制度を改めるということが述べられております。特別支援学校の子供たちについて、通常の小中学校に通うということも、市町村教育委員会が認めた限り例外として通常の小中学校に通うことを認めているという部分を改正いたしまして、多様な学びの場を市町村教育委員会が本人、保護者の意見を最大限に尊重して、専門家の意見をもとに合意形成を図った上で就学先を柔軟に決める仕組みに変わってきております。

子供一人一人の学習権を保障する観点からも通常の学級、通級による指導、特別支援学級、そして特別支援学校と、連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要であると考えているところでございます。

○神崎浩之委員 最初の質問のインクルーシブ教育なのですが、先ほども議論があったわけなのですが、少ない人数でさまざまなことを求められて大変だということはわかっているのですが、インクルーシブ教育というのが原点だと思うのですよね。そういうふうな中で、支援学校の役割ということもありますので、きちっと押さえていただきたいと思っております。

それから、2点目の今の答弁は、卒業に近くなってからの話だったように見えます。小学校、中学校、高校に行くときもそうなのですから、非常に閉鎖的と周りからも見られていることはたぶん実感していらっしゃると思いますけれども、卒業間際になって、福祉作業所等と連携をとるということではなくて、子供たちの課題というのは学校だけで解決できる問題ではないのですよね、常日ごろ、いじめの問題にしても、不登校の者についても、学校だけで解決しようと思っているのです、非常に無理があると思っているのです。学校にいる時間というのはわずかな時間ですよね。いじめの問題にしても何にしても多くは、いろんな環境の中で課題というのは発生していると思っております。そういうことも含めて、卒業間際ではなくて、在学中から、小学校、中学校のときから、こういうふうな環境とか、家庭のこととかにかかわってくる課題であります。特に親御さんが抱え込んで

いるということもありますので、ぜひ地域とつながって特別支援体制をつくっていただくようにと思っておりますので、そのあたりについて御所感をお願いします。

○佐々木特別支援教育課長 先ほども申し上げました個別の教育支援計画というものは、就学前から特別支援学校卒業後、就労した後も一貫した指導支援ができるようにするための計画でございます。したがって、支援計画を作成するに当たりましては、教育だけではなくて、福祉、労働、医療、関係する機関が連携を図りながら策定するものでございます。したがって、卒業してから特別支援学校では特に関知しないということではなくて、一体となって支援計画を継続的に進めていくということと考えているところでございます。委員から御指摘いただきました部分については、十分に今後留意してまいりたいと考えております。

○作山教育次長兼学校教育室長 神崎委員御指摘のとおり、今までは就学指導をして、ある学校に措置をするというのが大きく変わって、いろいろなところで就学支援をしているという立場で、今現在我々のところでやっているのは、例えば交流生と言って、小、中学校と特別支援学校の交流。少しずつそういう方向に、措置をして指導してやるという方向から流れてきています。ただ、今ありましたとおり、課長がお話したとおり、平成 24 年 7 月に特別分科会にこのインクルーシブ教育というのが出されて、いまだに中央教育審議会にはかかっていない状況です。

したがって、新プランの立ち位置というのは、現在というか、平成 24 年までのプランを引き継ぎながら、その現状の課題を見据え、そしてその延長線上でものを考えようということでございます。

ただ早晩、この後の概要版の下のところでございますとおおり、この後、恐らく国も多様な学びの場の設定、あるいは合理的配慮をどうするかということについて具体的な動きが出てくると思いますので、それを見ながら、我々も迅速に対応していかなければならないと考えているところでございます。

○高橋元委員長 この際、3 時 15 分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○戸館教職員課総括課長 先ほど小西委員の質問で答弁を保留させていただいていた件ですが、人事委員会の報告における精神疾患による長期療養者数の状況でございます。今年度から小中学校の部分が除かれているということですが、小中学校の分を加えた数字は、平成 24 年度はプラス 36 人で計 81 人となっております。平成 21 年度からの流れで申しますと平成 21 年度 93 人、平成 22 年度 99 人、平成 23 年度が 83 人、平成 24 年度が 81 人という状況であります。

○飯澤匡委員 小学校の英語教育について 1 点だけ伺います。文部科学省が 2020 年

を目途に英語教育の開始時期を前倒しするという方針を固めたとされております。そこで、現在も小学校の高学年だけ外国語活動としての位置づけて行っているわけですが、たしか2008年からやって2011年からは必修化されたと思っておりますが、この件に関して中央教育審議会の決定を経て最終的に決まるわけですが、岩手県教育委員会として、この件について、外国語活動としての現状の課題と、前倒しすることに対してどのような所感をお持ちなのかお答えを願いたいと思います。

○佐藤義務教育課長 ただいま御指摘のとおり、中等教育段階からグローバル化に対応した教育を進めるということで、小学校における英語教育の実施学年の早期化、指導時間増、教科化などについて、平成25年6月に文部科学省内で英語教育に関する検討チームを立ち上げ、小中高等学校を通じた英語教育のあり方について、その具体化に向けた検討が進められていると聞いております。本県におきましては、先ほど委員からの御指摘もありましたとおり、指導要領に従いまして小学校5、6年において週1時間外国語活動の時間を実施しているところでございます。

県内の中学校の英語の教員から声を聞いてみると、小学校で外国語活動を体験してきた生徒は、以前の生徒と比べて英語に対する抵抗感が少ない、英語を聞く力が高まっている、進んで英語を話そうとしたり、わからないことがあっても英語を聞こうとしたりするなど、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成されていると感じているという声も聞かれていることであります。小学校における外国語活動の効果を、このような言葉から実感している状況がございまして、まずは現行の小学校における取り組みをさらに充実させながら、校内研修を通じた教員の指導力向上を図り、小学校、中学校における一連の中での英語コミュニケーション能力の育成につなげていくことが必要であると考えております。

なお、小学校英語教育の拡充については、その方向性や課題等について、国において検討を進めている最中でありまして、これらの動向を見据えながら、まずは現状の活動を充実させていきたいと考えているところでございます。

○飯澤匡委員 担当専門職員、今は担任の先生がやっているわけですが、当初は大分課題も多かったと聞いておりますが、時間の経過とともに質の向上も図られていると聞いております。現状としての外国語教育の中での課題、これはまだ出ていなかったもので、県教育委員会として、現状で教員の人材育成、大学の教員養成のための教育カリキュラムを含めて、その点についてどのような把握をなされているのか、その点だけお伺いします。

○佐藤義務教育課長 課題についてでございますけれども、小学校に外国語活動が導入される際には少し抵抗感があって、不安があるということもありまして、さまざまな研修を実施し、現在に至り、小学校では高学年の先生が授業で力をつけているという状況にあります。ただ何年か経過して、高学年を中心に実施している先生はスキルを積み重ねて非常に自信を持って実施しているところがあるのですが、中学年、低学年を中心に、これまで担当してきた人は、まだ実際に子供たちを通しながらの活動ができていない先生も県内

にはいて、研修のようなものを実施してもらえないかということになっていると聞いておりますので、総合教育センター等では選択性の研修の機会を設けておりますが、もう少し県内の小学校の先生の声聞きながら、今後の研修の体制については考えていく必要があると考えているところでございます。

あわせて文部科学省の特例校制度というのがございます。特例校というのは、当該校や地域の特色を生かして特別の教育課程を編成して、一般の教育課程ではなくて、少し教育課程を動かしながら教育を実施することができる学校のことをいいます。これは文部科学省の指定が必要でありますけれども、この特例校に手を挙げているところが北上市内二つの学校が小学校4年生以下で実施しているところであります。英語活動として実施しておりますし、それ以外にも教育課程内の時間を活用して、小学校4年生以下で英語活動を実施している金ヶ崎町、一部ではありますけれども、住田町もございますので、先進的な取り組みをしているところの学校の状況を、県内の学校に広げるといことも一つの手だろうと。

一方、教員養成についてでございますが、まだ把握しておりませんので、具体的にお答えすることはできないところでございます。

○飯沢匡委員 では本題に入りますけれども、文部科学省の方針が出されて、恐らくそのような実施を目指す方向に行くのだろうと。そこで、さきに地元紙がとったアンケートによりますと、各自治体の教育長の回答については、設問がどういう設問だったかよくわかりませんが、非常に極端な前倒しして教科化し、小学校1年生からやれというような教育長もいるし、かなり後退をして、日本語教育に影響が出るのではないかというような自治体の教育長もいると。非常にばらつきがあるわけですね。

そこで、県教育委員会としては、ある程度の方向性を持って、文部科学省で決まった瞬間から動き出すと、さっき言ったように非常にばらつきがある中で、教員養成であるとか、前もって大学の教員養成カリキュラムの問題であるとか、岩手県教育委員会が発信源となってさまざまな部分を前振りに動き出させていく必要があるのではないかと。

それから、国語教育の時間が削られるので国語力が落ちるとというのは非常に疑問に思っています、要は国語教育の質をきちっと高めていけば、その相関関係で両方に相乗的に上がっていくと思っているわけですが、その点についての所感もいただきたいし、それから教育長として、この問題についてどのように県教育委員会はとらえていこうとするのか、その基本的な考えをお示しいただきたいと思えます。

○菅野教育長 これからの子供たちは非常に国際化した時代を生きていかなければならない。そういった中で、そのツールとして外国語というものに親しんでいかなければならないし、自分たちのアイデンティティとして、自分たちの言葉も大事にして話せる、その両方が必要だろうと思っております。

小学校の外国語活動は、何回も授業参観してみましたが、子供たちは非常に生き生きとして活動しています。先ほど課長も申し上げましたとおり、将来的にどうなろうと、指導

できる先生の力を高めていかなければならない。そういった中で、小学校の先生であればどなたでも、どの学年を受け持ったときでも、問題なく対応ができるような体制をとっていかなければならない。それが、いざ文部科学省がスタートしたときにスムーズにいける体制でもあろうと思っておりますし、先ほど申し上げた研修の取り組みを強化してまいりたいと思います。それから当然教員養成ということになりますと、特に小学校課程を持っている地元の大学とのいろいろな意見交換を行う必要があると思っております。幸い地元の大学等は、教員養成に関しましていろんな意見交換をしておりますので、そういう場を活用しながら、岩手の教員として求められる教員像のための大学教育をどう担っていただけるかということも大学ともども議論を深めていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 中学年まで前倒しするというその方針に対してはどのような考え方であるのか、どのように対処するのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○菅野教育長 先ほど申し上げた国際化の中で非常に大事なことだと思っております。一方で、懸念する声があるのもまたこの間のアンケートにあったとおり、それもまた事実であります。したがって、英語教育をどのレベルまで、どの学年でやるかということも多様な議論がなされています。子供たちの状況を見ていると、どういう方法が望ましいのか、いろいろな学問的な領域での研究が必要だろうと思っております。ですから、文部科学省でもいろいろな有識者会議を開いて十分な議論を行ってから結論を出そうと考えておりますので、一方的に進めるべきだ、進めるべきでないというよりは、むしろやる際に当たっての体制整備を県教育委員会としては今のうちからイメージを持って整えていくというのが大事ではないかと思っております。

○飯澤匡委員 私はその逆の立場ですね。やるという方向性はほぼ固まりつつあるので、もっと情報発信をして、それに備えることをしっかりやるべきだと思います。

先ほど超過勤務のお話しにもありましたように、たくさんの意見をパッケージでまとめて、その中でうまく抽出をして、意見をまとめるという方向性の中でやってしまうと、今の状況を高めるといっても、いつまでたっても市町村レベルの意識の格差というのは埋まっていけないのだと思います。

現に意識の高いILCの候補地に近い自治体については、非常に前向きな考え方を持ってやっていますし、そういう意味では既に触発されて、意識がかなり高まってきているわけですが、恐らく言われなくてもILC当該予定地域の周辺については、教育委員会でも市政の課題でもそのような形で進んでいくのだらうと思うのです。心配なのはそういう考えになかなか触れる機会がない部分で、ちょっとしり込みをしていると推察するわけですが、そこで格差が出てしまうとまずいだろうなと思うわけです。ですから、県教育委員会としてはいろいろな意見をまとめて、その中庸をとるというのではなくて、早くから攻めの姿勢で、リスクを恐れず、教員養成にしてもこういう形で進んでいくという指針を打ち出し——これは別にリスクをとる、とらないの問題ではないのだけれども——しっかりやる必要があると思うのです。

この問題については、中学校の問題から英語教育は私も関心を持ってやってきたし、これからもILCに限らず、国際理解とか必須条件で、時代の要請ですから、単にその時点での事象に合わせて対応するだけではなくて、岩手県がもっと積極的に前に出て、この点についてとらまえてほしいと思うわけですが、恐らく答えは同じだろうと思いますけれども、最後に所感を求めて終わります。

○菅野教育長 英語教育の重要性、特にこれから言語活動として、多様な文化と親しむ、ためのツールとしていろいろな言語に親しむことは大事なことだと思っております。そういうことで、小学校の外国語活動が始まっているわけですので、これからますます必要になってくるだろうと。そういった視点で、私どもも取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋昌造委員 私は、先ほどもお聞きしたのですが、いわて特別支援教育推進プランの施策の方向性の中につなぐというところに早期からの教育相談、支援体制の整備、このところなのですが、先ほどの特別支援学校と療育センターの一体的な整備の重要性ですね、これは先ほど教育長からもお話しがあったように、医療、福祉、教育が連携して、障がいのある子供たちを支援していくということは非常に大事なことだと思います。私も小学校に入るまで言語障害があって、特別支援教育については非常に関心があるわけですので、それで、実際に障がいのあるお子さん、保護者の方々からどのような相談があるのか、相談の実態、そしてその実態に合わせて、今度のプランニングにどのように反映されておるのか。

あともう一つは、今問われているのは特別支援教育に係る職員の研修ですね。研修制度の充実化がどのように図られているのかお伺いをいたします。

○佐々木特別支援教育課長 障がいのある、あるいは特別な教育的支援を必要とする子供たちに関する教育相談の主な内容、主訴と言ったらいいでしょうか、その部分についてでございますが、子供の年齢にもよるのでございますが、就学前については就学先、障がいがあるのか、発達的におくれているだけなのか、要するに発達の状況に関する相談というものがございます。それから、就学した後は学習面、生活面、運動面、それぞれについて気になることがあるのだけれども、それは障がいに起因するものなのか、あるいは単なる発達に起因するものなのかという相談もございます。それから、学年が上がるに従って進路先についての相談等がございます。

それから、近年相談の中で目立った件数という部分では、いわゆる発達障がい系の相談というものもふえてきています。定義から申せば、知的にはおくれないのだけれども、脳の何らかの中枢神経系の機能障がいによって、いわゆる学習のある部分におくれ、あるいは落ち込みが見られるとか、集団への適応力、コミュニケーション、対人関係というあたりで気になるとか、いわゆる発達障がい系の相談というものもふえてきているのが現状だと思います。

それから、研修制度についてですが、通常の学級の中にも、支援を必要としている子供

たち、児童生徒本人も困り感を持っているといいますか、そういう子供たちが在籍しているということも言われております。したがって、そういう子供を抱えている学級担任に対して、障がい理解のための研修、理解の次のステップとして、どのような指導支援を行っていけばいいかという研修についても総合教育センターを中心に校種ごとに行っているところでございます。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。ざっくばらんにお話し申し上げて、障がいのある子供たちが白い目で見られるとか、私らが小さいときはいじめられたり、そういった意味では、家庭とか、先ほど神崎委員のお話もあったように地域での見守りとか、理解をしてもらい、そういう取り組みも非常に大事だと思うのです。理解のないところでいろんな問題も起きるわけでございますので、教育相談では、やはり丁寧に対応して、一つ一つ解決していただくような方向でやっていただければということで、トップの姿勢が一番大事なことではないかと思うので、最後に教育長に特別支援教育のあり方について所感をお伺いして終わります。

○菅野教育長 本県で子供の数が非常に減っている中、一人一人の子供たちが今後の岩手を支えてくれる大事な一人一人です。ですから、そういった子供みずからが持っている能力を極力伸ばして、いろいろな可能性を試していただきたい。そのためには、いろんな支援の方策がある、それは教育のみならず、先ほど神崎委員からもお話がありましたとおり、福祉、医療、総がかりで、子供たちを支援していかなければならない。その中で、私も教育に携わる者として、何とか子供たち一人一人の状況を皆さんに御理解をいただきながら、県民総がかりで子供たちを育てていく、そういう視点に立てるように教育委員会としても引き続き努力してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 よろしくお願いいいたします。冊子の7ページのところにエリアコーディネーターの専任化による支援の充実というのがございますけれども、このエリアコーディネーターなるものは、日ごろどのような任務を果たしているのか、まずお伺いしたいと思っています。

○佐々木特別支援教育課長 県内6カ所の教育事務所に特別支援教育エリアコーディネーターを配置させていただいております。職名は教員兼指導主事ということで配置しておりますけれども、主な業務といたしましては、学校教育室でこのプランの実行に向けてさまざまな施策を講じているわけですが、それに対するスタッフの一人として業務に当たっているということがございます。

それから二つ目として、教育事務所にも机を置いておりますことから、教育事務所等の連携業務、そこに籍を置きながら管内の市町村教育委員会の相談支援、教育事務所が企画する特別支援教育にかかる研修の部分に携わっております。

それから、今申し上げました市町村教育委員会の支援業務ということにつきましては、就学指導支援にかかわる事業と、市町村教育委員会が企画いたします特別支援教育にかかる研修の部分に対する業務となっております。

それから、もう一つは特別支援学校間の連携業務ということでございます。相談業務を行っていく中で、近隣の特別支援学校のコーディネーター等と連携をしながら、より望ましい支援のあり方という部分について継続的な支援を行っていくということからも支援学校とも連携を行っていく、主立った業務というのはそのような役割でございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。ですけれども、先ほど支援を必要とする児童生徒がふえてきている、そして各学校では指導を要請することが多くなっていると聞いております。エリアコーディネーターだけでは、もう間に合わないと思うのですけれども、そういうときはどのようにしているのでしょうか。

○佐々木特別支援教育課長 エリアコーディネーターが管内によってはかなり広いエリアを担当している方もおり、そういったときには管内の特別支援学校のコーディネーター、あるいは相談支援部というのが支援学校にあるのですが、そのようなところのスタッフ等とも連携しながら、相談業務に当たっているところでございます。

○小西和子委員 担任をしながら、さらに他校に行って指導をするというかなり過重な業務ではないかと聞いておりますけれども、やはり小中学校の特別支援教育の充実に向けましては、市町村教育委員会の機能の向上ということを進めていかなければならないと思います。市町村教育委員会の中に、地域の小、中学校を専任的に支援する担当を置くことが必要と考えますが、このプランではどのように考えているのでしょうか。

○佐々木特別支援教育課長 県教育委員会といたしましても、これまでも各市町村の特別支援教育の充実のために、特別支援教育エリアコーディネーターを配置して幼稚園、小学校、中学校に対して支援を行ってきております。今回の推進プランでは、さらなる充実を目指しまして、次の三つの施策を新たに取り組んでいくこととしてございます。一つ目は、公立小中学校の管理職を対象とした研修、市町村教育委員会の就学指導等、特別支援教育を担当する指導主事を対象とした研修という部分を行って、特別支援教育に対する一層の理解と、それぞれの学校、地域の実情に応じた支援が行われるようその専門性の向上を図ってまいりたいと考えております。

それから2点目といたしましては、小中学校にも特別支援教育コーディネーターが配置されております。小学校、中学校、高等学校全て100%配置されておるわけですが、その小中学校の特別支援教育コーディネーターと特別支援学校のコーディネーターとの連絡会を新しく設けて開催しようとしております。そして、その地域における特別支援教育の連携という部分を構築しまして、小中学校において支援を必要としている子供たち一人一人に対して指導支援の充実を図ってまいりたいと思っております。

それから3点目、これも新たなところでございますが、地域の中心的な役割を担っております特別支援学級が地域の中にはございます。その核となっている特別支援学級を中心に授業交流とか、研修を行いまして、そのような地域資源を活用した特別支援学級担当者、担任等のスキルアップという部分も新しいプランでは盛り込んで進めていきたいと思っております。

○**小西和子委員** そのようにしてエリアコーディネーターとか、特別支援学校のコーディネーターにだけ頼るのではなく、やっぱり小中学校にもそのようなスキルを持った方を配置するのがすごく大事だと思います。特に発達障がい等の子供たちがふえてきておりまして、専門的な知識がないとただただ忙殺されるという状況です。専門的な方に教えていただくと、そうか、きょうのはこういうふうにすればいいのだな、言葉かけはこうすればいいのだなとか、そういうことが目からうろこでよくわかるのですよね。そういうことを進めていくことが重要かと思います。

何度も皆さんおっしゃっていますけれども、特別支援学校の整備計画というのを早急に進めるべきだと思うのですね、プランともかかわっているわけですがけれども。そのときの当事者とか、家族とか、地域の意見を大幅に最大限とり入れて、丁寧に立案していただきたいものだと思います。平成28年には障害者差別解消法も施行されますし、今回プランが出されますし、そういうものすべて読み込んで、組み込んでというのはかなり膨大な作業だなと思います。現在その作業をする予定の職員は何人いますか。教育長わかりますか。

○**菅野教育長** 今の特別支援教育、総括課長級の課長ほか5名で作業いたしてございます。整備計画という具体的なイメージの問題があろうかと思っています。本会議でもお答え申し上げたのですが、いわゆる箱物の長期計画、例えば、何年にここに新たな学校をつくる、何年にこういう学校をつくるというのは長期的な財政見通しがないとなかなかつukれないという一つの制約もございます。地方財政の将来をなかなか見通せないということで整備計画、いわゆる箱物の整備計画を具体的な年度をもってつくるというのは非常に難しい状況になってきています。ただ一方で、子供たちの置かれている状況というのはそのとおりでございますので一つ一つ学校の意見を聞きながら、私どもの持っているリソースの中で何を最優先で解消していかなければならないのかを議論しながら、少しでも教育環境がよくなるように努めていきたいと思っております。

○**小西和子委員** ありがとうございます。丁寧な計画を立案するには、5人では足りないのではないかと思うのですね。他県の状況を見ますと七、八人というようなことも聞いておりますので、5人の人たちが夜遅くまで、それこそ多忙化で頭を悩ませながらというよりは、十分に力を発揮できるように人員の配置にも考慮していただければと思います。そのことについて教育長お願いいたします。

○**菅野教育長** 確かに、学校の多忙化の話もありまして、最後に教育は人でありますので、人の確保というのは重要な課題だろうと思っています。

ただ一方で、事務局の職員となりますと、原則的には県単独経費の人件費で措置することになりますので、無制限に措置をするわけにはいかない、県全体の中でいろいろ議論させていただかなければならないと思っておりますが、必要なところに必要な人員を配置することには引き続き努力してまいりたいと思っております。

○**小西和子委員** それでは、次に沿岸部の児童生徒の環境整備についてお伺いいたします。まず、仮設住宅から通学している児童生徒の人数、校種別にわかったらお伺いしたいと

思います。それから、被災した学校の復旧状況と、仮設校舎の数と実態はいかがでしょうか、お願いいたします。

○**松葉特命課長** 仮設住宅から通学している児童生徒数は平成 25 年 7 月 1 日現在で、小学校 1,322 人、中学校 846 人合計 2,168 人でございます。昨年度末の平成 25 年 3 月は小学校 1,363 人、中学校 829 人合計 2,192 人ございましたから、合計で 24 人減少しております。県立高等学校は全日制と定時制を合わせて 812 人でございます。昨年度末 3 月は 872 人ございましたから 60 人減少しております。数字的には減少傾向であります、現在も 3,000 人近くの児童生徒が仮設住宅から通学しております。

○**宮澤学校施設課長** 被災した学校の復興の状況でございます。まず県立学校でございます。高田高校につきましては先ほど御説明申し上げたとおりで、平成 27 年 2 月、平成 26 年度中の完成予定でございます。それから、もう一カ所、宮古高校のヨット部の部室がございます。これは現在工事にかかってございまして、今年度内には完成の予定になってございます。

それから、市町村立学校でございます。現在山田町立船越小学校が先行して工事中ということでございまして、今年度中の完成予定です。それから、そのほかの学校でございますが、移転により校舎新築を行わなければならない学校が 14 校ございます。このうちに、平成 26 年度に着工いたしまして、平成 27 年度中の完成を予定している学校が 10 校あります。そういうことから、平成 26 年が発注工事のピークとなる状況と承知してございます。

それから、仮設校舎を整備した小中学校ですが、4 市、12 校ございます。

○**小西和子委員** 特に問題があるとかいうことは、仮設でもしありましたら。

○**宮澤学校施設課長** 仮設の状況でございますけれども、設置当初は確かに水道が凍結するすとか、エアコンがないというようなことで、夏場は非常に暑いという問題がございました。これらにつきましては市町村の維持補修、あるいは大規模なものにつきましては国庫補助の災害復旧事業費によりまして対処してございます。平成 24 年度以降でございますが、例えば災害復旧事業費を申請するような大きな案件については、情報はございません。

○**小西和子委員** それでは、仮設校舎というのは、通常耐用年数はどのくらいなのか。そして、校舎に不具合が生じた場合の対応は、予算も含めてどこで行うのかお伺いしたいと思います。

○**宮澤学校施設課長** まず、耐用年数でございますが、多くの学校に用いられています仮設校舎でございますが、軽量鉄骨づくりによるプレハブ工法というもので建てられてございまして、これは財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令がございまして、その中では、34 年と定められてございます。したがって、改築が見込まれます学校は、平成 27 年度末もしくは平成 28 年度末までの、現段階では使用可能ということでございますので、問題がないと考えてございます。

それから、万一施設に支障というか、故障というか、不具合が生じた場合の対応でございますが、仮設におきましても市町村立の学校の施設でございますので、一義的にはまず

市町村が——もちろん規模にもよりますけれども——維持補修ということで対応いたします。ただ、先ほど申しましたけれども、当初の整備の際に予見できなかったような、例えばエアコンとか、そういったものが当たりますが、不具合が見つかった場合は、規模にもよりますけれども、国庫補助の災害復旧事業の申請が可能となっておりますので、そういったものを使って国庫補助を導入することにより整備するということでもあります。県教育委員会といたしましては、市町村の施設整備につきましては当然国庫補助申請に関係して、いろいろ事務を扱っておるものでございますけれども、必要性につきましても、市町村と情報交換をいたしまして、必要に応じまして適切に支援、国庫補助等の助言等をしていきたいと考えてございます。

○小西和子委員 実は、学校名は言わないほうがいいでしょうけれども、立地条件が悪くて、湿気が多いために床下からカビがわいてきて、保健室も使わないときには布団をビニール袋で包んで湿気が入らないようにしていると。あとはパソコンルームの机の上にもカビが生えている。それから、空気清浄器のフィルターが1日で黒くなる。あとは床のところに、床下の工事とかなんかのときに使う何とか口というのがありますね、そこからもカビがふわっと縁のほうにわいて出てきているといった状況があります。市の教育委員会では送風機をつけて様子を見ると言っていますけれども、恐らく床下に水がわいてきているだろうということが考えられるそうです。裏が山というか、崖のところ、別に切ったわけでもないのですけれども、そういうところしかなかったのですよね、きっとね、校舎を建てるのがですね。別なところに建て直すというのは考えにくい、子供たちがまた不安になるので考えられないと校長先生はおっしゃっているそうです。これは早急に対処していただかなければ、健康障害等が出てきますので、信じがたいようなことが起こっております。県教育委員会といたしましては、このような仮設校舎に対する今後の対応についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○宮澤学校施設課長 ただいまお話がございました学校でございます。具体的に情報がなかったものですから、明確な答弁はできかねますけれども、状況を聞き取りまして、原因でありますとか、現状を確認いたしまして、県としてどういった支援が可能なのか改めて検討したいと思っています。

○小西和子委員 よろしくお伺いいたします。

それでは、最後に高校授業料無償化所得制限についてお伺いします。あんなに反対していたのですけれども、とうとう通過してしまいました。条例は2月定例会に提出されるのだと思います。来年度からの実施ということのようですけれども、全く情報がない。中学3年生の保護者の方にも何も説明もできない。担任や事務職員の業務もどの程度のものかどのくらいあるかわからない。とにかく、高校に進学する生徒全員の家庭の所得を証明する書類を準備しなければならないのだと思いますけれども、今現在県教育委員会で見つかる情報をお知らせください。

○永井予算財務課長 委員お尋ねの高校授業料無償制度の見直しについてでございます。

御案内のとおり、国におきましてはこれまでの授業料無償化に、来年4月の新入生から所得制限を導入するなどとした改正法案が臨時国会に提出されまして、先般同法案が可決成立しました。法律の名前自体も高等学校等就学支援金の支給に関する法律と改まるということでの成立と伺ってございます。法律の施行日は来年、平成26年4月1日でございます、あと4カ月弱となっております。非常に短期間で準備を進めなければならない状況にはございますが、実務的な準備を進めるに必要な法律に基づいた政令、省令でございますとか、関連する予算などについての具体的な実務情報が、現時点では国からまだほとんど情報提供がない状況でございます。

このような状況ではございますが、施行日も迫っておりますので、県教育委員会といったしましては、御指摘のございました高等学校授業料条例の改正案でございますとか、関連の予算案などにつきまして次回の定例会で御審議いただけますよう知事部局と調整を急ぐとともに、具体的な学校現場で行います事務処理のシステム整備ですとか、対処などの準備などにつきましても、国からの情報提供を待っておりますと時間がかかりますので、ある程度、見込みで進めながら、引き続き国からの収集等に努めてまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 先々と進めていかなければ本当に間に合わないと思います。一番問題なのは、保護者への説明と、保護者の理解をどう得るかということだと思います。書類を提出しないこともあると想定されます。大変なことだと思っております。業務過多になることが予想されます。そのための人員増についてはどのように考えていますでしょうか。

○**永井予算財務課長** 2点のお尋ねかと承知してございます。まず1点目の来年4月に向けての保護者、生徒への周知についてどうするのかというお尋ねですが、まず保護者への周知の関係につきまして、今般の無償制度見直しというものは高校教育政策の大幅な変更であって、それが国の法改正を伴って行われたことにかんがみまして、まずその周知に関する責任については、国においてしっかり責任を持って対応していただかなければならないと考えてございます。法案が成立した後に12月、つい先日から、文部科学省のホームページにおきまして、今回の新しい制度、高校授業料等就学支援金についてという生徒、保護者向けの周知リーフレットがホームページに掲載されておりますが、同省では、今後このホームページリーフレット版を、より詳細なものに改訂したり、あるいは全国の関係者、学校に印刷、配布する案もあるやに聞いてございます。

県といたしましては、国からの情報提供なども活用し、参考にしながら、市町村教育委員会あるいは各県立学校を通じて、できるだけ多くの該当する生徒、保護者に周知をしてまいりたいと考えておまして、文部科学省に対しまして、周知、説明に要する経費の早期の配分、配当を要求しているところでございます。この経費のめどが立ち次第、説明会でございますとか、印刷物の作成など具体的な準備に早期に入っていきたいと考えてございます。

それから2点目でございますが、いわゆる所得の確認事務等の増に伴う業務負担につい

でどう考えるかというお尋ねですが、御案内のとおり、生徒からの申請書類の受理ですとか所得証明書の確認などにつきまして、文部科学省からそのような事務をやってくれという説明を受けてございますが、基本的には今まで県立学校等で全くやったことがない事務でございますので県教育委員会、県立学校、関係する団体等々で協議を進め、具体的な事務処理をしたいと考えてございます。

いずれ、今後文部科学省から省令とか政令という事項が出てまいった段階で、先ほど申し上げたとおり、事務処理マニュアル、システムの整備ですとか改修などの整備を進めまして、少なくともそれが実施される前には事務職員を対象にした諸々の説明会なども考えてございまして、事務負担軽減を図りたいと考えてございますし、今般の就学支援金の事務については、法律上、国から各都道府県への法定受託の事務ということで整備すると聞いてございますので、当然に国から事務の交付金が入ってくると思います。その金額等については未詳でございますけれども、国の交付金の範囲内で、御指摘のような臨時職員等の配置などについても検討してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 では、最後ですけれども、高校授業料の無償化については、条例ができた当初から完全無償化にすべきということで意見を述べてきたところであります。そうしましたところ、次の改正のときまで待ってくれと言われておりました。今年度、履歴といいましたか、年数が多かった生徒から授業料を徴収しているわけですけれども、その総額は幾らだったのでしょうか、お伺いいたします。

○永井予算財務課長 現在の制度において授業料、標準在籍年数、月数を超えて在籍している数につきましては、平成24年6月1日の数字が手元でございますが、それで御容赦いただければと思っております。これらの方々について、仮に無償化にした場合、人数は全員で50名強でございます、104万円ぐらいの授業料徴収額になるということで考えております。

○小西和子委員 104万円ぐらいのことで、子供たちに、あなたはだめな人間ですよというレッテルを張られているようで、嫌だという思いをさせるのはいかがかと思えます。今度条例を改正するに当たりまして、ぜひこの完全無償化のやり方で条例を変えていただきたい。他県でかなりの数このようにしております。子供たちの思いを酌むべきだと思います、104万円ですから。ということで、教育長から条例を新たにつくるに当たっての考えをお伺いして終わります。

○菅野教育長 今回は大幅な制度改正、法律が通っておりますので、我々公務員としては、その法律に基づいて条例を作成する格好になります。したがって、その過程において、国から交付される財源等の状況も含めながら検討してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 特別支援教育推進プランについて、まず最初にお聞きします。パブリックコメントで125件の意見があったと。特に共通して寄せられた意見はどういうものですか。

○佐々木特別支援教育課長 地域説明会、パブリックコメントを合わせまして延べ125件ございました。その主立った意見としては、就学に向けた取り組みに関する意見、震災対

応に関する意見、震災対応の部分も何かしらプランの中に盛り込んではどうかというような意見でございました。それから特別支援学級、通級指導教室の設置、その指導の充実にかかわる意見、高等学校における特別支援に関する意見、そして特別支援学校の進路あるいは高等部のあり方という部分に関する意見等々ございました。

○**斉藤信委員** 6ページの特別支援学級の設置数が出ています。小学校で337学級、中学校で193学級、実際にふえているようではすけれども、専門性を持った教員はどう配置されているのか、教員の体制はどうなっているのでしょうか。

○**小菅小中学校人事課長** 特別支援学級についてですが、昨年度と比較しまして41校ふえて、その教員につきましては資格を持った教員、いわゆる養護学校等の資格を持った教員というのは、非常に少ない状況であります。学校の中において、さまざまな研修を行ったり、県あるいは市町村においての研修を行ったりしながら技術について高めている状況であります。

○**斉藤信委員** リアリズムでわからないですか。少ないというのだけれども、どのぐらい少ないのか。

○**小菅小中学校人事課長** 今のところ、その数字については手元に持ち合わせていませんので、後ほど報告したいと思います。

○**斉藤信委員** 障がいを持った生徒が地域で学びたいというのは当然の要求だと思えます。だからふえているのだと思うのです。障がいを持った子供たちに対する教育というのは専門性が求められていますよ。だから、そういう条件がなかったら、本当の意味でのインクルーシブ教育にはならないと。抜本的な対策がこの中には見えないのではないかと思いますよ、研修、研修で余りやられていませんね。その対策はどうなっているのかお聞きします。対策はどうなっているのですか。

○**佐々木特別支援教育課長** 特別支援学級については、それぞれ市町村の小中学校に設置されておりますので、一つは教育事務所での研修、そして市町村教育委員会、市町村単位での研修、それから特別支援学級設置校長協議会というのがあるのですが、そういう中での一つの研修、校長みずから、設置してある学級に対してどのように支援をしていくかということも学級運営をする上で大事なものですから、そういう研修を行っている。

そのほか県といたしましては、新任の先生、特別支援学級担任の方々に対してですが、4月の第1週に、専門性を持ち合わせていないけれども、学級がスタートすることでもございますので、第1週に特別支援学級担当者のスタート研修というものを開催させていただいております。担当の方にはハンドブックの作成も行っているところでございます。また、より一層の専門性を高めていただくということについては、毎年大体二、三名ほど国立の特別支援教育総合研究所に2カ月程度の派遣を実施しているところでございます。

それから、日常的なといいますか、個々の課題に応じた研修の部分については、近隣の特別支援学校が、いわゆるセンター的機能という部分を活用して地域の特別支援学級担任に児童生徒の理解、指導、教材、教具等の紹介等の支援も行っているところでございます。

○**斉藤信委員** 極めて貧困だというのがここにあらわれていると思いますよ。それで特別支援学校で教員数と非常勤、臨時の先生。臨時の先生で資格を持った先生は何人いますか。私はそういう先生を優先して採用すべきだと思いますよ。

○**土川県立学校人事課長** 特別支援学校における常勤講師等についてであります。平成25年5月1日現在では125人、非常勤講師につきましては104人でございます。資格につきましては、手元に常勤講師の分の特別支援教育の免許の資格があるかどうかは、今持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○**斉藤信委員** 後で示してください。常勤講師の場合には、資格のある人が常勤講師をしているのではないですか。

○**土川県立学校人事課長** 教員採用試験を受けたり、免許があるということで講師登録をしてきている人たち、できるだけ免許、資格のある人を任用しておりますが、そういう人たちだけで間に合わない。特に非常勤講師につきましては、常勤講師よりもその割合は少ないものと思っています。

○**斉藤信委員** ちゃんと答えてくださいね。例えば小中学校では特別支援学級というのは530学級ですよ。できるだけそこに資格を持った、専門性を持った教員を配置するというのは当然のことではないのかと。特別支援学校で免許を持って、4年も5年も6年も採用されない講師がたくさんいますよ。もう少しきっちり政策的方向を持ってやるべきだと思います。これは指摘だけにとどめますから、現状を後で明らかにしてください。

それで、10ページで教育環境整備の促進と。これは何度もここで議論されたことで、危機感が足りないですね。私は特別支援教育の最大の問題点はここにあると思っています。75学級も教室が不足だということを書かないのですか。そういう深刻な事態がこの間どんどんふえているのですよ。そういう深刻な状況を書きもしない、抜本的対策もない。そういう点でいけば、このプランは欠陥だと思いますね。その点では、全ての学校の整備計画を今すぐ立てるのは難しいかもしれないけれども、例えば当面5年間で優先してどこをやるのかということぐらい示さないとだめでしょう、何も無いのだから。最大の欠陥だと思いますね、深刻な現状について指摘もしない、6年間の計画というのだから、6年間どうするかということぐらい示すべきではないですか、いかがですか。

○**佐々木特別支援教育課長** 今後の特別支援学校の整備計画の策定について、前推進プランでは平成22年度中に取りまとめるということで、前期プランでは文言で示しておりました。老朽化とか狭隘化とか、あるいは多様なニーズに応える教育環境等の整備という部分についての諸課題について検討はこれまで行ってきたところでございます。委員御承知のように、その後国によるインクルーシブ教育を進めることを趣旨とした障害者制度改革にかかわる検討が急速に始まりまして、特別支援学校の将来的な姿について見通すことが難しい状況になってきているというのも現実でございます。

また、このたびの東日本大震災津波によりまして、長期にわたる整備計画を作成し、毎年この学校について整備しますということを明確にお示するという部分が難しい状況が

ございまして、次期推進プランにつきましては盛り込むことは難しいということで判断したところでございます。しかし、これまでも可能な範囲で、施設の内部改修とか、あるいは特別教室、あるいは作業室という部分について増設等については、教室不足解消については整備を行ってきているところでございます。

○**齊藤信委員** 教室不足の解消に取り組んでいると、ふえているではないですか、回答になっていませんよ、全然。縮小しているのだったら取り組んでいるとなるのですよ。ふえているのですから。だから、このプランは、本当に私は多分しゃべってないのだと思うのですよ。解消する方向が全然見えません。回避した計画だと言わなくてはならないのではないですか、これは指摘だけにしておきます。

24 ページ、25 ページで特別支援学校の施策の具体的取り組み内容というので、高等部に進学する生徒がふえていくと。これは特別支援学級がふえている、特別支援学校の中学部もふえている。これから高等部はこれからふえざるを得ない。この対応が求められていると書いていますね。では、これについてどうするのだと、環境整備計画は。この中で、盛岡となん支援学校の活用ということも検討課題としてここで提起されていますが、盛岡となん支援学校について、跡地利用について、これは具体的にどう検討されるのですか。

○**菅野教育長** 先ほど申し上げましたとおり、療育センターとあわせて、盛岡となん支援学校を移転する計画にさせていただきます。そして、そのあと、現となん校は、実はグラウンドがないという問題があるのですが、校舎そのものは耐用年数十分な校舎でございますので、今後盛岡市内の他の特別支援学校の状況も踏まえて、どのような活用方策があるかということについては、学校関係、いろいろな立場の方々と御相談をしながら、早い機会にその活用方策を示してまいりたいと思っております。

○**齊藤信委員** 先ほど研修をやっているという話がありました。23、24 ページを見ていただきたい。ここでは施策の具体的取り組み内容というのがあるのですが、上記の施策の具体的取り組みについて、研修の実施率現状ゼロ%になっていますね。やってないということなのですか。

○**佐々木特別支援教育課長** 委員御指摘の部分についてでございますが、23 ページでございます。今後このプランによりまして、一つ目、小、中学校の管理職を対象とした研修、あるいは指導主事を対象とした研修等々、これらの部分については新しい計画の中で進めていくということでございますので、現状ゼロということになっているということでございます。

○**齊藤信委員** いやいや、さっき私が聞いたときにやっているという話をしたではないですか、校長の研修とか。たくさん研修はありますよ、これは全部ゼロなのですか。大体ね、書くことがナンセンスですよ。もう少し正確な話をしてください、これは案ではないのだから。

○**佐々木特別支援教育課長** 大変説明不足で申しわけございません。先ほどお話ししました小中学校の管理職を対象とした研修という部分については、小中学校の特別支援学級を

設置してある設置校長協議会というものがございまして、その協議会が主催する研修会ということでは実施しているということで、県教育委員会主催という部分では行っていないということの意味でございます。指導主事等についての研修についても同様でございます。大変失礼いたしました。

○**斉藤信委員** よく弁解しないと伝わらない中身です。不十分だと言わなくてはならない。何回かあなた方も検討してきたと思うけれども、岩手における特別支援学校というのは、岩手の教育のおくれの一つの象徴ですよ、矛盾の集中点の一つだと思います。実際に保護者からこういう要望が出ているので、ちょっとそのことについてお聞きをしたい。一つは教室不足だけでなく給食もおくれていると、これ一関清明支援学校なのですけれども、冷たい弁当給食。あそこはせっかく立派に改修したのに何で給食施設がないのですか。義務教育だったら普通あるでしょう。せっかく立派に改修しながら冷たい弁当給食とは何でなのかと。

もう一つは、就労支援事業所のあきがなくて実習ができない、将来の就労が不安だと、こういう声が寄せられています。18 ページには一般就労ですけれどもね、就職率が94.6%と。しかし、一関の現状は、実習先がいっぱいで十分な実習ができていないのも事実のようです。その点はいかがでしょう。

○**佐々木特別支援教育課長** ただいま特別支援学校における学校給食の問題点、課題ということでお話がございました。実際県内の特別支援学校でどのような給食の状況なのかということをお話をさせていただきます。県立14本分校と、それから千厩、遠野、二戸に分教室があるわけですが、分教室と分校につきましては、市町村の給食センターから供給されております。それから、宮古恵風支援学校につきましても、今年度からも宮古市田老の給食センターから供給させていただいております。そのほか寄宿舎を設置してある特別支援学校につきましては厨房施設があるということで、完全学校給食になっていますが、委員御指摘の一関清明支援学校、釜石翔雲支援学校、盛岡みたけ支援学校については、デリバリーによる給食ということになっているところでございます。

デリバリー給食につきましては、主食、副食等々あるわけですが、主食については温蔵庫に保管しておりますけれども、副食については10度以下に保冷することになっていることから、給食をするときには冷たい食事になってしまうというのが現状かと思っております。これまでも関係する市町村にお邪魔して、いろいろ協議させていただいた結果、宮古市についてはそういうことで解決したわけですが、それ以外の市町については、今後も協議を続けていきたいと思っております。

一関清明支援学校につきましては、知的障がい的高等部を開設してからまだ間もないということで、知的障がいの実習先あるいは雇用の開拓は、これからと思っております。ただ、一関清明支援学校だけではないのですが、特別支援学校と企業との連携協議会というものを持ち上げてございまして、その中で、まずは企業の方々に特別支援学校を知っていただく、特別支援学校の生徒を知っていただくというようなこと、それから学校では企業か

らのニーズを意見交換を通して把握するという事等、今年度から行うという状況でございます。

○**齊藤信委員** 障がいを持った、ハンデキャップを持ったこういう生徒にこそ温かい、おいしい学校給食を提供するという精神でやっていただきたい。残されている三つの学校がありますけれども、これは考えてください。

一関清明支援学校は新設の知的障がいの場合には、ほかの学校と違いあると思うけれども、実際に父母の方々が不安を持って、卒業後就職できるのだろうか、不安を募らせている実態ですから、家族の方々に集まってもらって、実態、要望を聞いたので、きょうは指摘しました。ぜひしっかりやっていただきたい。

次に、全国学力テストの公表問題について、高田議員も取り上げましたが、これについてお聞きをしたいと思います。

一つは、全国学力テストというのは、実際に試験を受けている子供たちにとって余り役に立たないものだと思いますよ。4月末に試験をして、解答が届くのは8月の末から9月ですよ。こんな学力テスト、子供たちにとって生かすなんてことは無理なのではないですか。

もう一つは、毎年やって同じ傾向なのです。何がわかるかという、全国の比較だけです。岩手県は全国の平均と比べてどうだ、こういう比較しか出ないのです。これは文部科学省もあなた方も言っているけれども、学力の一部だと。しかし、一部ということが公表されると、低かったところは目の色を変えて次の対策をとらなくてはならないのです。これは市町村の中でもそうなのです。学力テストというのは毎年やる意味が全くないのではないかと。4カ月後ぐらいに戻ってくるような、こういう学力テストというのは一人一人の子供にとって生かしてないのではないかとと思いますが、いかがですか。

○**佐藤義務教育課長** ただいま御指摘にあったとおり、4月末の実施で、実際に結果が出るのが8月ごろということで、そこにタイムラグがある。その活用についてということですが、各市町村、学校においては、詳細な結果が出るのはそのくらい時間がかかるわけですが、実際のテストは手元にあるのでそれを使って授業に反映させるとか、先生が分析して、どういう授業が今後の子供たちの学力向上につながるかという分析を進めているところもある。それは全県的に行われているかどうかまちまちなので、いい事例に関しては、私たちが全県に広げながら、こういう方法で子供たちの学力向上につながる授業改善ができますよということは可能かと思っているところでございます。

また8月、夏休みになりますので、実際に子供たちの詳細な分析結果をもとにしながら授業改善は2学期からということになりますけれども、2学期、3学期のところでも取り組んで、必要であれば、高校との連携の中でそれを継続させるということもあるのかと考えているところであります。

毎年実施についてでございますが、中長期的な教育施策という点では、何年かに1回というところで成果を見るという方法もあるかもしれませんが、授業改善のプログラムの中

で、毎年学校が、その人数で実施するのはその年しかないので、小学校も中学校もそれぞれの学年で取り組んだ結果を見ながら、その年度を対象にしながら改善していきましょう、そのプロセスを回していきましょうという趣旨で実施しているようでございますので、まずは単年度で結果を出せるように分析しながら授業改善して、学力向上につなげていきたいと考えているところでございます。

○齊藤信委員 苦しい答弁でしたね。学力テストが生かされるという回答ではありませんでしたね。

そのコピーにとって、自主的に採点して生かしているなんていうことをモデルにしたら大変なことになりますよ。それこそ学力テストのための勉強を前にもやる、後もやるということになってしまうのですよ。そんなことを奨励したら、学力テストの趣旨がまた違ってくる、とんでもないことなので指摘をしますよ。

それで、OECDのPISAのテストの結果が公表されて、日本の学力は全分野で回復したと、世界トップレベルだったと。学力低下論というのに根拠がなかったということですよ。学力、学力と言う必要ないと。日本の学力は去年の試験ですからね、悉皆調査から抽出調査にしてやった調査ですからね。そこに確信を持って一人一人に行き届いた教育をゆとりを持ってやるという方向が本当の教育改革だと。

PISAの結果についてOECDの教育局次長がこう言っています。日本の好成績の要因について、学校の施設などの教育資源が平等に行き渡っている点などを挙げた。一方、保護者の職業や教育歴、家庭の裕福さを反映した社会的、経済的、文化的水準で見ると、日本では高水準校と低水準校の得点差が03年以降拡大しており、教育の格差は一旦拡大すると埋めることは非常に難しくなる。注意が必要だと指摘しています。

全国学力テストもそうなのです。経済水準の低いところは低いのです、こういう結果も出ているのです。ところが、学力テストの結果を9回もやって、文部科学省は何の対策をとったか。授業改善、学校での努力、先生が努力しなさい、これだけです。経済格差が問題だったら、経済格差の大きいところに先生を配置するとか、特別の対策をとらなかつたら上がらないのですよ。もう9年も学力テストをやりながら、本格的な対策は何もとらないで、学校と先生の責任にしているのが文部科学省のやり方ではないかと思います。教育長、どうですか。

○菅野教育長 確かに、経済格差と教育格差の問題はいろいろ指摘されているところでございます。そういった点は、教育にどういうふうに資源配分をしていくかという、我が国の政策とも絡む話だと思います。ただ、私ども、一人一人の子供を預かっている身といたしましては、それぞれの子供たちを学校に迎えて少しでもよりよく学んで、その効果を上げてもらうために我々の持っているツールの中で最大限のものをやっていきたい。そして、全国学力調査をああいいう格好でやられているわけでございますから、それも一つのツールとして活用しながら、いろんな取り組みを行っていきたくて思っています。

○齊藤信委員 それで、学力テストの公表問題だけれど、今まで学校の序列化、競争を激

しくするというので公表は原則しないということになっていた。するとなったら、学力テストの性格が完全に変質すると思います。都道府県、市町村、学校ごとのランクが出るのです。第三者が調べればすぐわかるのです。学力テストが変質すると、60年代、学力テストをやって学校が荒廃したからやめたという経過がありますね。だから、当初から公表しないことを原則にしてきたのです。何の対策もとらないで、今度は公表と。

それで、岩手日報が県内市町村教育長にアンケートをとって、現行どおりやるというのが29人、いずれとも言えないが3人、その他が1人だったと。公表するという人は一人もいなかったと。これはある意味まともだと。これは、県の教育委員会としても問われますから、原則公表しないのだと、いかなることがあっても序列化、学校の競争を激化させることはすべきでないと言明すべきだと思いますが、いかがですか。

○菅野教育長 今回の全国学力調査実施要領の改正は、公表するというのではなくて、委員御指摘のとおり、市町村はそれぞれの所管の学校の分を公表しないという前提で行われていたものを、市町村の判断で公表することもできる、いわゆる、できる規定でございます。県はもちろん、全国学力調査の実施主体は市町村教育委員会でありますので、その意向に反し、県が独自に公表するという事は当然行わないつもりでございますし、市町村の意向を最大限尊重していきたいと思っております。

○吉田敬子委員 簡潔にお伺いいたします。学校施設の木造化の現状についてお伺いしたいのですが、先ほど県立高田高校の新築工事の件がありましたのでお伺いいたします。

県で平成15年度から岩手県の公共施設、公共工事に木材利用推進行動計画を立てて、これは所管が農林水産部にはなるのですけれども、基本的に横の連携でこういった公共施設の新築がある場合は、部局等で審査しながら木材利用を推進していくということになっているはずですが、今回高田高校は、どのぐらい木質化されているかわからない現状なのですが、木材利用推進行動計画が平成15年からある中で、どのぐらい学校施設で反映されてきていたのかお伺いいたします。

今後どのぐらいの学校が見込みとして——県で把握されている分で結構なのですけれども——新築、増築、改築の見込みがあるものがあればお示しください。

○宮澤学校施設課長 平成15年度以降の木材化のデータ今持ち合わせがございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

それから、木材化の関係でございますけれども、今工事をしております花巻農業高校の校舎の改築でありますとか、9月補正におきまして設計予算を認めていただいております花巻清明支援学校の特別教室等につきましては木材化の方向でございます。また、本年度完成いたしました盛岡商業高校の新校舎は、外見は普通の鉄筋コンクリートでございますけれども、できるだけ内装に木材を使って温かい感じを出す形で進めています。これにつきましては、最近新しく整備した釜石高校でも同じような配慮をしております。

それから今後の見通しでございます。木材化につきましては、何年にどこという計画的な形には現在なってございませんけれども、今後の整備いたします、来年度は花巻清明支

援学校等を整備いたしますが、その後も耐震化の関係でありますとか、改築が予定されている校舎がございますので、規模にもよりますが、木材化を進める、あるいは内装に木材をできる限り使うという方向で対応してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 高田高校。

○宮澤学校施設課長 高田高校もこれから工事を進める段階でございますけれども、外見はコンクリートでございますが、内部につきましては木材を使うことも検討しているということでございます。

○吉田敬子委員 高田高校は内室を木造化できることになるということなので、ぜひ検討していただきたいことと、今後の部分も含めて文部科学省でも全国各地で学校の木造化の講演会とかやられていて、私も去年福島で参加させていただいたのですけれども、盛岡商業高校の商工文教委員会での視察に同行させていただいて見てきたのですけれども、木のぬくもりの中で勉強できるというのはすごいことだと思うので、私は前回農林水産委員会にいたのですが、木質化という部分は農林水産部だけ一生懸命頑張っても、実際に公共施設で使っていただかないと進まないと思いますので、最後に教育長の御所見を伺って終わりたいと思います。

○菅野教育長 実は現行の建築基準法上、3階建て以上の建物は木造化はできないことになっています。したがって、やるとすれば内装材に極力使って、木の温かみを出していく。

それから、花巻農業高校は、宮澤賢治の学校でもありますし、木造にできる規模でありましたので、象徴的に木造校舎にいたしました。ですから、そういったものをぜひ見ただいて、木造校舎できるところについては木材を極力使ってまいりたいと思っております。

○宮澤学校施設課長 先ほどお尋ねのございました木造で対応した数等であります。資料は平成16年度からしかございませんが、累計で2,673平米に整備してございます。

〔「立米」と呼ぶ者あり〕

○宮澤学校施設課長 立米です、失礼しました。2,673立米整備しております。箇所数でいきますと、おおむね30カ所、30施設（後刻「10施設」と訂正）です。

○吉田敬子委員 30カ所となると学校・・・

○宮澤学校施設課長 施設です。

○吉田敬子委員 後で内訳の詳しい資料をいただければと思います。ありがとうございます。

○小菅小中学校人事課長 先ほどの答弁に報告の追加でございます。特別支援学級の教員のうち、養護等の資格を持った教員の割合でございますが、小学校は367学級のうち160学級で資格がある者が担当して43.6%、中学校は205学級のうち、31学級で資格がある者が担当して15.1%、合わせて全体では33.4%の者が資格を持って指導に当たっている現状でございます。

○土川県立学校人事課長 県立の特別支援学校の常勤、非常勤講師のうち、資格を持った人の数ですが、常勤講師につきましては125人のうち79人、非常勤講師は104人中19人です。常勤講師につきましては、養護教諭や高等部の実習助手も含んでの125人に対する79人ということで、割合は63.2%、非常勤講師は18.3%。合計では229人に対して98人で、42.8%です。

○宮澤学校施設課長 大変失礼いたしました。先ほどの施設数でございます。これは対象にある施設も先ほど申し上げてしましまして、実際、木造で対応した施設の数でございますが、施設数といたしまして10施設。大変失礼いたしました。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第97号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○岡崎私学・情報公開課長 受理番号第97号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について御説明申し上げます。

まず、項目1の運営費補助の増額についてでございますが、私立学校の振興を図ることは、本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題でございます。私立学校の経常的経費に対する助成に重点を置いてきたところでございます。私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒1人当たりの標準単価を国庫補助単価及び地方交付税単価の改訂に合わせて増額してきているところでございます。今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、項目2の授業料減免補助及び入学金減免補助の拡充についてでございますが、本県の授業料減免補助制度につきましては、平成22年度に見直しを行い、低所得世帯に対して就学支援金に上乘せして支援を行うこととし、さらに平成23年度からは生活保護世帯の入学金を補助対象に加え、低所得世帯の支援に努めてきたところでございます。また、被災児童生徒等に対しては、入学金、授業料、施設整備費等の減免補助を行うとともに、平成24年度からは、いわての学び希望基金により高校生に対し教科書、制服購入費、修学旅行費用を給付しているところであり、経済的に就学が困難な生徒の支援に引き続き努めてまいります。

次に、項目3の私立高等学校等の授業料減免補助の拡充についてでございますが、先般国の就学支援金制度にかかる改正法が平成25年11月27日の参議院本会議で可決成立いたしまして、平成26年度から新しい制度が施行されることが決まっております。就学支援金の加算額の増額等の公私間格差是正策も検討されているところでございます。授業料減免補助事業については、就学支援金制度の改正を踏まえて制度の見直しを行い、引き続き

就学支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、項目4の耐震強度不足や老朽化した校舎の建てかえに対する補助制度の実現についてであります。震災からの復興に向けた財政支援が続く中、私学予算の維持に努めており、新たな予算の措置が難しい中で、県といたしましては、私学予算は学校運営費に重点を置いて確保に努めているところでございます。私立学校施設の耐震化については、これまで国に対し制度の拡充を要望してきたところでございますが、今般、国の概算要求において新たに私立学校の耐震改築事業補助が盛り込まれております。国では、私立学校の耐震化の促進に向けて予算の拡大、耐震補強工事等の補助や低利融資制度の拡充を図ってきておりまして、これら制度の周知、活用を促進し、耐震化を進めてまいります。

次に、項目5の高等学校の特色教育補助の増額についてでございますが、この補助は私立高校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて昭和55年度に県単独で創設したものでございます。県の厳しい財政状況を踏まえ、平成17年度の3億2,000万円をピークに毎年減額せざるを得ない状況でありましたが、平成20年度から25年度まで1億5,000万円の補助額を確保してきたところでございます。県といたしましては、各私立高校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識しており、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、項目6の国の私学助成制度の充実についてであります。国の私学助成の大きな柱である私立高等学校等の経常費助成費補助金の生徒1人当たりの単価につきましては、平成26年度文部科学省予算の概算要求においても増額要求がなされております。また、国の過疎高等学校特別経費補助の生徒1人当たり単価につきましては、平成26年度概算要求におきましては、今年度と同額での要求がなされております。就学支援金制度につきましては、政府予算提言要望や、北海道・東北地方知事会等を通じて要望を行っているところであり、今後とも要望活動を続けてまいります。

以上をもって本請願にかかる参考説明を終わります。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 一言だけ。請願者から岩手県の私立高校の滞納の生徒数の比率が全国一だと。1校当たり13.2人で、生徒数比で3.59%で全国一だと。

もう一つは、経済的な理由から修学旅行に参加できなかった生徒も出ていますと、こういう大変切実な実態を請願の際に指摘もされました。今回の項目は、今の県の説明からいっても基本的には合致するのではないかと思いますし、何よりも4万9,878人の父母、県民の署名が寄せられた大変重いものであると思いますので、ぜひ採択ということをお願いしたい。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○柳村岩見委員 採択でよろしいかと思えますけれども、今当局の説明を聞いても、いずれも努力されてそれなりの成果を出して、そのように進んでいるという解釈。殊さら私学の精神にのっとって私学を応援されている方が請願を出されていることの見識について、私は問題があると思う。やっぱり私学というのは、そういう苦しいところをやり抜くというところに私学さがある。お金をもらったら私学ではない、準私学。とならないように、取り扱い採択で結構だと思います。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思えます。これについて御意見はありませんか。

○小西和子委員 「また」のところの「家計を支える父母が仕事を失った生徒等もいることから」、確かにここは父母でもいいかもしれませんけれども、保護者とに変えてはどうでしょうか。家計を支えているのは父母だけではなくて、例えば祖父、祖母に育てられている人だっているわけですので、普通、一般には保護者と使うのですけれども、父母にした理由があるかと思えますので、それをお聞きしたいと思えます。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、ただいまの御意見も検討させていただきまして、文面は当職で修正を加えながら再度やりたいと思えます。よろしく願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 それでは、そういう修正案をつくるということに決定をさせていただきました。文言等の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ないということですので、これをもって本日の審査を終わります。

総務部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査及び調査を行いたいと思っております。調査項目については、県立美術館の運営状況等について現地調査及び商工業のなりわいの再生についてといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

○**斉藤信委員** 一つつけ加えていただきたいのは、2012年度のいじめ、その他の調査結果が文部科学省から近々発表されます。これは去年の半年弱のところ、2004件出たやつです。これが年間ベースで出るのです。そして、岩手県教育委員会はいじめ総合対策協議会というのをつくって、基本方針の策定の取り組みも進めていますが、こうした新たな結果については、ぜひ報告を入れるようにしていただきたい。

○**高橋元委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** それでは、ただいまの御意見を踏まえ、調整を行いたいと思っております。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。